

第 2 回

熊本県議会

教育警察常任委員会会議記録

平成26年4月25日

閉 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 2 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

平成26年4月25日(金曜日)

午後2時0分開議
午後3時2分休憩
午後3時9分開議
午後4時59分閉会

本日の会議に付した事件

平成26年度主要事業等の説明

出席委員(7人)

委員長 増 永 慎一郎
副委員長 甲 斐 正 法
委員 小 杉 直
委員 平 野 みどり
委員 氷 室 雄一郎
委員 松 田 三 郎
委員 溝 口 幸 治

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 田 崎 龍 一
教育理事 豊 田 祐 一
教育総務局長 吉 田 勝 也
教育指導局長 上 川 幸 俊
首席審議員兼教育政策課長 能 登 哲 也
学校人事課長 山 本 國 雄
社会教育課長 福 澤 光 祐
文化課長 手 島 伸 介
施設課長 清 原 一 彦
高校教育課長 越 猪 浩 樹
政策監兼高校整備推進室長 田 村 真 一
義務教育課長 浦 川 健一郎
特別支援教育課長 栗 原 和 弘
人権同和教育課長 池 田 一 也

体育保健課長 平 田 浩 一

警察本部

本部長 田 中 勝 也
警務部長 黒 川 浩 一
生活安全部長 佐 藤 正 泉
刑事部長 池 部 正 剛
交通部長 木 庭 強
警備部長 潮 崎 樹 典
首席監察官 吉 長 立 志
参事官兼警務課長 林 修 一
参事官兼会計課長 甲 斐 利 美
理事官兼総務課長 田 中 哲 浩
参事官兼生活安全企画課長 北 野 陽 祐
参事官兼刑事企画課長 奥 田 隆 久
参事官兼交通企画課長 高 山 広 行
交通規制課長 木 庭 俊 昭
参事官兼警備第一課長 宮 崎 正 道

事務局職員出席者

議事課主幹 左 座 守
政務調査課主幹 法 川 伸 二

午後2時0分開議

○増永慎一郎委員長 それでは、ただいまから、第2回教育警察常任委員会を開会いたします。

まず、開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

さきの委員会において、委員長に選任されました増永でございます。

今後1年間、甲斐副委員長とともに、誠心誠意円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

委員各位におかれましては、御指導、御鞭撻をいただくとともに、教育長、また警察本

部長を初めとする執行部の皆様方には、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、挨拶にかえさせていただきます。（拍手）

続きまして、甲斐副委員長から挨拶をお願いします。

○甲斐正法副委員長 同じく、さきの委員会におきまして、副委員長に選任いただきました甲斐でございます。よろしくお願いいたします。

今後1年間、増永委員長を補佐し、一生懸命円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、委員各位、執行部の皆様方の御協力よろしくお願い申し上げます。簡単でございますが、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。（拍手）

○増永慎一郎委員長 本日の委員会は、執行部を交えての初めての委員会でございます。執行部の幹部職員の自己紹介をお願いしたいと思います。

なお、自己紹介は課長以上をお願いし、審議員、課長補佐につきましては、お手元の委員会資料の幹部職員名簿で御承知おきいただきたいと思っております。

それでは、教育委員会・田崎教育長から順次お願いします。

（田崎教育長、豊田教育理事～平田体育保健課長の順に自己紹介）

○増永慎一郎委員長 次に、警察本部の自己紹介をお願いいたします。

（田中警察本部長、黒川警務部長～今村機動隊長の順に自己紹介）

○増永慎一郎委員長 執行部の紹介が終わりました。1年間、このメンバーで審議を行いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、教育委員会、警察本部の順に主要事業等の説明に入りますが、質疑については、執行部の説明終了後、一括して受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるため、最初に一度立っていただいた後、説明は、着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、教育長から総括説明をお願いします、続いて、各担当課長から資料に従い順次説明をお願いします。

初めに、田崎教育長。

○田崎教育長 よろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

委員の皆様方には、平素から、教育行政全般にわたりまして、深い御理解と御支援をいただいておりますことに対し、この場をおかりしまして厚くお礼を申し上げます。

説明に先立ちまして、委員の皆様方に、このたび県内で初めて発生しました高病原性鳥インフルエンザについて御報告いたします。

去る4月13日に球磨郡多良木町の農場で疑似患畜の確認がなされ、直ちに知事を本部長とする対策本部が立ち上げられ、1つ、迅速な初動対応、2つ、ウイルスの封じ込め、3つ、監視体制の強化、4つ、風評被害防止のための広報の4原則のもと、県庁一丸となって対応がなされました。

また、初動の段階から、市町村、農業団体、建設業協会、国の九州農政局や九州地方整備局のほか、多くの機関に御協力をいただき、さらに自衛隊から部隊の派遣を得て、疑似患畜確認後72時間の期限内の4月16日7時30分には、殺処分、埋却、汚染物質の処分、農場の消毒など、一連の防疫措置が完了したところです。

教育委員会においても、発生の連絡を受けて、直ちに、搬出制限区域内にあるあさぎり町の南稜高校を初め、養鶏を行っている県内の農業関係高校4校全校に対して防疫体制の

徹底等を指示いたしました。また、全県立学校及び地方機関並びに教育事務所を通して市町村教育委員会に対して、野鳥等への適切な対応や飼育動物の適正な管理について指示するとともに、各学校に対しては、児童生徒への健康被害の予防と混乱防止に向けた対応を指示したところです。

現時点では、新たな発生はなく、ウイルスの封じ込めは順調と考えていますが、高病原性鳥インフルエンザにつきましては、いつ、どこで発生してもおかしくないものであり、油断することなく、引き続き、農業関係高校等において発生することがないように、防疫体制の徹底に万全の体制で臨んでまいります。

次に、先般天草教育事務所管内の中学校の教諭が酒気帯び運転で検挙された事案について、御報告とおわびを申し上げます。

本件は、各学校において入学式、始業式がとり行われ、新しい年度のスタートを切ったやさきの出来事であり、また、飲酒運転の根絶に向けて、教育委員会全体で、全力を挙げて取り組んでいる中で発生した事案であり、大変憤りを感じております。

たび重なる不祥事でおわびの言葉が見つからないというのが正直な気持ちですが、委員の皆様方並びに県民の皆様方に対しまして、重ねて深くおわび申し上げます。

なお、懲戒処分については、今後任命権者として厳正に対処したいと考えており、市町村教育委員会、学校及び教職員一丸となり、県民の皆様方の信頼回復のため、不祥事根絶に向けて全力で取り組んでまいりますので、委員の皆様には、今後とも、御助言、御協力賜りますよう、よろしく願いいたします。

さて、教育委員会では、本年3月に、これまでの取り組みの成果と課題を検証し、社会状況の変化を踏まえ、今後の本県教育の目指す方向性を示すため、新たな計画である第2期くまもと「夢への架け橋」教育プランを策定いたしました。今後、本計画に沿って、学

校、家庭、地域などと連携、協力して、子供たちのためにという視点に立って、知恵を絞り、汗をかきながら、教育委員会が一丸となって、基本理念である、郷土に誇りを持ち、夢の実現を目指す熊本の人づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、委員の皆様には、大所高所からさまざまな御助言等を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本年度教育委員会が取り組みます主要事業等につきまして、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○能登教育政策課長 教育政策課でございます。着座にて御説明させていただきます。

お手元の説明資料、平成26年度主要事業及び新規事業をごらんください。

まず、1ページから8ページにかけては、教育委員会の組織機構や分掌事務でございます。この点につきましては、説明は省略させていただきます。

次に、9ページをお願いいたします。

教育委員会全体の平成26年度当初予算総括表でございます。

一般会計予算は、総額1,560億1,300万円余となり、前年度比で29億3,400万円余の増となっております。

各課別の内訳は、表のとおりでございます。

一般会計に熊本県立高等学校実習資金特別会計及び熊本県育英資金等貸与特別会計の2つの特別会計を加えました当初予算総額は、1,576億6,600万円余となりまして、前年度比で28億6,300万円余の増となっております。

この後、各課から、主要事業及び新規事業を説明いたします。

初めに、教育政策課でございます。10ページをお願いいたします。

まず、教育振興基本計画推進事業ござい

ます。

平成26年3月に策定いたしました第2期くまもと「夢への架け橋」教育プランを広く県民に周知するとともに、計画の推進を図るものでございまして、事業内容として、1の進捗管理を行う推進委員会を開催いたしますとともに、2のリーフレットや説明会による周知、3のくまもと教育の日の取り組みや、4の知事の出前ゼミなどを実施するものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

学校改革プロジェクト支援事業でございます。

事業目的に記載しておりますとおり、学校のさまざまな課題を解決するために、教職員が生徒と向き合う時間を確保し、より教育効果を高めるための学校改革を推進するものでございます。

事業内容に記載しましたとおり、県内にモデル校を配置しまして、モデル校での成果を検証し、県内の各学校に普及していくこととしております。

次に、12ページをお願いいたします。

熊本県教育情報化推進事業でございます。

事業目的に記載しておりますとおり、児童生徒の情報モラルを含めました情報活用能力の育成とICT、いわゆる情報通信技術でございますが、これを活用した確かな学力の定着、教員の負担感軽減につながる校務の情報化に向けまして、教育活動全般における情報化を推進するものでございます。

主な事業といたしまして、事業内容、1のICTを活用した「未来の学校」創造プロジェクトにおきまして、タブレットPCやデジタル教材等のICTを活用した実証授業を行い、学力向上につながるICT活用の教育効果につきまして、調査研究を進めてまいります。

次に、13ページをお願いいたします。

上段の教職員福利厚生事業は、公立学校共

済組合熊本支部が行います人間ドック及びメンタルヘルスなどの福利厚生事業に対しまして、公立学校共済組合熊本支部に補助金を交付するものでございます。

下段の教職員住宅建設償還金及び財産処分費は、教職員住宅の維持管理を行うものでございまして、事業内容1の平成8年度から13年度までに建設いたしました住宅に係る償還金や2の廃止教職員住宅の売却手続に要します経費でございます。

教育政策課は以上でございます。

よろしく願い申し上げます。

○山本学校人事課長 学校人事課でございます。

○小杉直委員 ちょっと待って。委員長、異動してきとるけん、名字だけは言わせてくれんですか。山本人事課長と言われたなら、山本ですと言うてから——後ろの席あたりはわからぬけん。名字だけ。

○増永慎一郎委員長 いいですかね。

○小杉直委員 こっちも、こっちの名字がわからぬと、委員長だけの話では、なかなか覚えにくかけん、お互いさまだけん。

○山本学校人事課長 学校人事課の山本でございます。着座のまま説明させていただきます。よろしく願いします。

説明資料の14ページをお願いいたします。

まず、新規事業の教員の指導力向上事業でございます。

今年度から、県立学校5校にスーパーティーチャー、指導教諭を導入しております。

事業目的は、スーパーティーチャーが所属します学校や地域の他校の教員に対しまして、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行うことで、教員の人材育成

や教員全体の指導力の向上を図るものでございます。

事業内容は、スーパーティーチャーが所属校及び他校の教員に対する指導、助言を行うことができるよう、スーパーティーチャーが本来担当いたします授業時間数のうち、週10時間分を代替します非常勤講師を任用するとともに、スーパーティーチャーが他校等へ出張するための旅費を支給するものでございます。

平成26年度のスーパーティーチャーにつきましては、表に記載のとおりでございます。

次に、15ページをお願いいたします。

新規事業の特別支援学級支援加配でございます。

事業目的は、小中学校の特別支援学級におきまして、児童生徒数の増加を踏まえて、教員の加配を行うことによりまして、児童生徒の教育的ニーズにきめ細かく対応し、指導の充実を図ることでございます。

事業内容は、一つの特別支援学級の中に多学年の児童生徒が在籍するなど、特に指導が困難な学級を有する学校につきまして、県独自に教員を配置するものでございます。

国の基準では、1学級8人の児童生徒に1人の教員を配置することとされております。本県では、特別支援教育の重要性に鑑みまして、県独自に、児童生徒数が6人以上在籍する特別支援学級がある学校には教員を加配してきたところでございます。しかし、特別支援教育に対する保護者の方からのニーズは多様化しておりまして、学校現場からは、児童生徒への対応に苦慮しているとの切実な声も多く寄せられております。

そこで、本年度から、1学級に5人以上の児童生徒が在籍し、児童生徒が3学年以上にまたがっているなど指導が困難な学級を有する学校に、新たに県独自の加配措置を行っております。対象校は30校で、1校当たり1人の教員を配置いたしております。

次に、新規事業の公立高等学校授業料徴収等事業でございます。

事業目的は、これまで無償でありました公立高校授業料への所得制限導入に伴う就学支援金の交付及び円滑な授業料徴収の実施並びに生徒、保護者の授業料納付に係ります利便性の向上等を図ることでございます。

事業内容は、所得制限未満の生徒に対して就学支援金を交付するとともに、所得制限以上の生徒から授業料を徴収するため、金融機関への徴収事務の委託や口座振替等を行うシステムの運用等を行うものでございます。

1の就学支援金につきましては、国が、所得制限、保護者等の市町村民税所得割額が30万4,200円未満の生徒に対して、授業料と同額の就学支援金を交付するものですが、県が生徒本人にかわりまして受領し、生徒が納付すべき授業料と相殺することによりまして、就学支援金の対象となった生徒は、授業料の納付が不要となるものでございます。

また、所得確認等の事務を行う臨時職員を、学校人事課と生徒数の多い学校に配置をいたしております。

2の授業料徴収につきましては、所得制限により就学支援金の対象とならない生徒から授業料を徴収するため、金融機関への徴収事務の委託や口座振替等を行うシステムの運用を行うことによりまして、授業料納付に係ります利便性の向上等を図るものでございます。

なお、所得制限によりまして捻出される財源については、高校教育課が所管します奨学のための給付金等に活用されます。

次に、16ページをお願い申し上げます。

教育サポート事業でございます。

事業目的は、退職教員等の知識や経験を活用しまして、小中学校においては、不登校の解消や児童生徒の学力充実を図るとともに、特別支援学校におきましては、特に重度重複障害を有する児童生徒への教育支援体制の充

実を図るものでございます。

事業内容は2つございまして、1つが、小中学校サポーターでございまして、これは、小中学校に非常勤講師を配置しまして、教室外登校者の学習指導や問題行動のある児童生徒の支援等を行うものでございます。各教育事務所に計19人を配置しております。

もう一つが、特別支援学校サポーターでございまして、これは、県立の特別支援学校に非常勤の介助員を配置しまして、重度重複障害学級児童生徒の食事、排せつ、教室移動など、日常生活の支援を行うものでございます。特別支援学校の重度重複障害学級に計33人を配置いたしております。

学校人事課は以上でございます。

よろしく申し上げます。

○福澤社会教育課長 社会教育課長をしております福澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

説明資料の17ページ上段をお願いいたします。

くまもと家庭教育支援条例に基づく家庭教育支援の推進でございます。

昨年度は、くまもと家庭教育支援条例の施行の初年ということで、まずは条例を知ってもらうということを中心に置きつつ、この普及啓発にしっかりと取り組んでまいりました。今年度は、条例の施行から2年目となることから、条例を知ってもらうことからさらに踏み込んで、より一層の内容の周知と行政、学校、家庭、地域、さらには企業等とも連携、協力して、家庭の教育力の向上を図ってまいります。

主な事業内容として、4にございましており、くまもと「親の学び」プログラム講座を開催して、プログラムの普及啓発を推進するとともに、5にございましており、家庭教育支援功労者や優良団体の表彰も継続して実施

してまいります。

次に、下段の子どもの読書活動の推進は、今年度より平成30年度末までの5年間で取り組む第3次の熊本県子どもの読書活動推進計画に基づき、子供の読書活動の推進とその支援に取り組むものでございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

18ページの地域の寺子屋(学校・家庭・地域の連携)の推進は、地域の教育力を活用いたしまして、子供たちの学習活動や体験活動の場となる地域の寺子屋を県内全体に拡充していくために、引き続き取り組むものでございます。

例えば、1の地域の寺子屋推進事業では、県内3カ所に寺子屋プランナーを配置し、学校や教育委員会を訪問して、本事業への理解と人材育成を働きかけることで、学校における学校支援活動の立ち上げを図るものでございます。

さらに、大学生などのボランティアチームを派遣いたしまして、学校を支援してまいります。

続きまして、19ページをお願いいたします。

19ページの「熊本の心」活用推進事業です。

既に県内全ての小中学校で使用され始めております道徳教育用郷土資料であります「熊本の心」は、熊本の生んだ偉人ですとか、自然、伝統文化を知ることができるかと好評を得ております。このことから、この資料を学校からさらに広げて、社会教育の場面を通じて活用し、普及し、郷土熊本を知り、愛する県民運動につなげていこうとするものでございます。

続きまして、20ページの熊本県立図書館・熊本近代文学館機能拡充事業でございます。

県立図書館全体の空調設備などの大規模改修と熊本近代文学館の平成27年度リニューアル

ルオープンのための改修に向けた設計を行うものでございます。このうち県立図書館の空調設備等の大規模改修は、地域の元気交付金を活用して実施してまいります。

なお、近代文学館につきましては、昨年度に引き続き外部有識者による検討会議を開催しております。今後、27年度のリニューアル後の顔となる常設展示の方向性ですとか、リニューアルいたします館の名称などについても検討を行ってまいります。

また、県立図書館は、改修工事によりまして、ことしの7月から来年3月まで休館することとなりますが、でき得る限りの利用者へのサービス提供を第一に考えまして、工事との調整を図りながら進めてまいります。

例えば、近隣の県立、熊本市立、または大学の図書館のようなさまざまな施設の協力を得つつ、県立図書館の図書の貸し出し、閲覧サービス、近隣図書館の資料の相互利用など、さまざまな利用者サービスの可能性を検討するとともに、丁寧な情報発信に努めてまいります。

さらに、この期間中、県内市町村立図書館などへの貸し出し、出前講座、学校図書館への子供文庫の貸し出しなども継続して実施してまいります。

社会教育課は以上でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○手島文化課長 文化課長の手島でございます。着座にて説明させていただきます。

資料21ページをお願いいたします。

まず、細川コレクション永青文庫推進事業でございます。

本県の文化、芸術の発展や観光振興に寄与することを目的に、公益財団法人永青文庫が所蔵いたします美術品などの一部を、県立美術館、細川コレクション永青文庫常設展示室に展示いたしますとともに、修復、調査を行い、広報活動や啓発事業を通しまして、県内

外に周知してまいります。

また、県内外からの観覧者により多くの名品が観覧できるよう推進してまいります。

続きまして、22ページをお願いいたします。

鞠智城整備事業でございます。

鞠智城について、文化財を活用した歴史公園の完成を目指しました史跡整備を行うとともに、特別史跡の指定に向けて取り組みを行い、国営公園化の推進に資するものでございます。

主なものとして、事業内容2の特別史跡指定推進事業についてでございますけれども、これまでの発掘調査の成果を総括いたしました総合報告書で明らかになりました鞠智城の歴史的、学術的価値を広く示し、さらに深めていくため、若手研究者の論文募集事業や東京シンポジウムなどの事業を展開いたしまして、特別史跡指定に向けて、鞠智城跡の認知度向上と機運醸成に取り組んでまいります。

続きまして、23ページをお願いいたします。

芸術文化振興、文化財保存活用事業でございます。

子供たちに対する芸術文化振興の各種事業と地域の宝でございます文化財の保存活用事業に広域的に取り組み、児童生徒の健全育成とともに、地域の振興につなげてまいりたいと考えております。

具体的には、子供たちに一流の舞台芸術を学校で体験させる取り組みや、神楽などの民俗芸能などの発表の機会を提供いたしまして、また、高校生には、日ごろの文化活動を発表する総合文化祭を開催いたします。

広域的な文化財の保存活用の取り組みといたしましては、人吉球磨地域をモデルに、球磨地域文化財広域連携協議会の活動を支援してまいります。

続きまして、24ページをお願いいたします。

新規事業の県立美術館本館改修整備事業で
ございます。

昭和51年3月の開館から約38年を経過いた
しました県立美術館本館につきまして、老朽
化いたしました施設整備の改修を行うこと
で、県立美術館本館の機能保全や長寿命化を
図り、良好な展示環境、所蔵品の保管環境を
確保することといたしております。

主な工事内容でございますが、平成27年度
から平成29年度の3カ年の間で、ホールなど
の防水工事、空調・電気設備等の改修、内部
床・壁、エレベーターなどの改修を計画的に
実施したいと考えております。

本年度は、平成27年度施工分の設計を行う
こととしております。

文化課は、以上でございます。

よろしく願いいたします。

○清原施設課長 施設課長の清原でございま
す。着座の上、説明させていただきます。

資料の25ページをお願いいたします。

まず、校舎新・増改築事業でございます。

県立高等学校の安全性の確保、施設の整備
充実を図るため、老朽・危険施設の改築等
を行うものでございます。

本年度は、事業内容1の水俣工業高校特別
教室と2の翔陽高校実習棟、3の高森高校校
舎改築事業を実施してまいります。また、4
の新規の熊本工業高校実習棟改築事業につ
きましては、事業実施に向けた検討を行うた
め、環境配慮調査を実施してまいります。

次に、26ページをお願いいたします。

特別支援学校施設整備事業でございます。

県立特別支援学校の安全性確保、学習環境
の向上を図るため、老朽・危険施設の改修等
を行うものでございます。

本年度は、事業内容1の(1)重度重複障害
児童生徒の安全で安心な学習環境を整備す
るため、平成26年度の完成を目指し、熊本か
がやきの森支援学校整備事業を推進するもの

でございます。

なお、現在のところ、ことし10月末に竣工
予定で、12月から利用開始できる見込みで
ございます。

施設課は以上です。

よろしく願いいたします。

○越猪高校教育課長 高校教育課・越猪で
ございます。着座の上、説明をさせていただきます。
どうぞよろしくお願い申し上げます。

説明資料27ページ上段をお願いいたしま
す。

まず、スーパーグローバルハイスクール推
進事業でございます。本事業は、本年度の新
規事業になります。

事業目的にございますように、国からス
ーパーグローバルハイスクールの指定を受けた
高等学校等が、国際化を進める国内外の大学
や企業、国際機関等と連携を図り、外国語を
使う機会の飛躍的増加、先進的な人文科学、
社会科学分野の教育の重点化等に取り組み、
その指定校が行う質の高いカリキュラムの開
発、実践や体制整備を支援するものでござい
ます。本年度は、済々黌高校が国の指定を受
け、グローバルリーダーの育成を図る指導方
法の研究、開発等に取り組みます。

次に、下段の熊本県州立モンタナ大学高校
生派遣事業でございます。

本事業は、事業目的にございますように、
グローバルな人材を育成するために、県内高
校生15名をアメリカ・モンタナ州にあります
州立モンタナ大学に派遣し、異文化に触れな
がら海外で学ぶすばらしさを肌で感じさせ
るとともに、2週間の集中的な語学研修を受
講させるものでございます。あわせて、引率
の英語教師にも英語教授法の研修を受講さ
せ、本県英語教育の充実を目指すとともに、
県が推進しております州立モンタナ大学や
海外大学への進学者の拡充を目指すもので
ございます。

次に、28ページをお願いいたします。

高校生海外修学旅行促進事業でございます。本事業は、今年度の新規事業でございます。

事業目的は、資料にもございますように、海外修学旅行を検討している県立高等学校において、修学旅行地の事前調査を行い、その成果を普及させることにより県内高等学校の海外修学旅行を促進し、国際的な感覚を身につけたグローバルな人材育成環境を充実させるものでございます。

具体的な事業内容としましては、平成27年度に海外修学旅行の実施を検討している学校の職員及び保護者代表を派遣し、現地の学校や研修先、宿泊施設等の見学調査を行います。また、調査結果につきましては、報告書を取りまとめ、他の県立高校に周知する予定でございます。派遣先といたしましては、海外修学旅行先として、中国や韓国に比べ実績の少ない台湾を想定しており、3校9人程度の参加を見込んでおります。

続きまして、29ページをお願いいたします。

就業支援プロジェクトでございます。

本事業は、事業目的にございますように、生徒の専門性の深化、進路目標の確立を図ることを目的に、熟練技能者等を工業関係高校や農業関係高校など専門高校に派遣し、講習会を通して、授業では取得できない技術の実技指導を行い、生徒の実践的な技術、技能の習得を目指すものでございます。

具体的には、事業内容1から3にあります各種講習会を実施いたします。

なお、資料にはございませんが、本事業の成果といたしまして、工業関係高校生の多様な技能資格取得を顕彰する制度でございますジュニアマイスター顕彰制度の平成25年度県別認定者数におきまして、熊本県が、昨年度に引き続きまして、全国1位になったとの報告を受けております。

次に、中段の高校生キャリアサポート事業でございます。

本事業は、県立高校にキャリアサポーターを配置し、求人開拓や進路相談等による高校生への就職支援を行うものでございます。平成26年度は、20人を県立高校33校へ配置いたします。平成25年度の就職内定率は98.6%で、過去最高の数値でございました。いまだ厳しい就職状況の中で、このような就職内定率を得ることができましたのも、キャリアサポート事業が機能し、生徒の求人開拓等の就職支援に大きな役割を果たした結果と考えております。

本事業は、平成21年度から国の緊急雇用創出基金事業を活用して実施してまいりましたが、平成26年度は、県単独事業として実施いたします。

次に、下段の就農教育連携支援事業でございます。

本事業は、事業目的にございますように、農業関係高校と行政機関、地域農業界とが連携、協働し、農業を担う人材の確保、育成を図るものでございます。

具体的な事業といたしましては、県内農業関係高校13校が就農教育プログラムを作成し、外部人材を活用した講演、講習会、先進農業経営の視察研修や現場実習、地域と連携しました共同研究などを実施いたします。

この事業の成果といたしましては、阿蘇中央高校の白いイチゴの品種登録、普及活動などの取り組みや、全国農業高校お米甲子園において昨年度に続きまして金賞受賞、また、南稜高校における耕作放棄地での牛の放牧などの取り組みがございました。

次に、30ページをお願いいたします。

高校教育課に新設いたしましたいじめ防止対策班に関する事業でございます。

まず、いじめに係る生徒指導上の問題対応対策の部分を御説明いたします。

上段をごらんください。

県立中・高等学校スクールカウンセラー活用事業でございます。本事業は、本年度からの新規事業でございます。

生徒、保護者や教職員等への相談、助言等を行うことにより、生徒等の心の問題の改善、解決に努め、いじめや不登校等の課題解決を図るための体制整備を行うものでございます。

具体的には、県立中学校を含む県立高校51校にスクールカウンセラー1名を配置し、県内全域の学校に対応してまいりたいと考えております。

次に、下段、スクールソーシャルワーカー配置事業でございます。本事業は、24年度から取り組んでいる事業でございます。

事業目的でございますように、いじめや不登校等に対する生徒指導上の諸問題の解消及び積極的予防のために、県立学校にスクールソーシャルワーカーを配置しまして、学校、家庭及び関係機関との連携の機動性を図るとともに、協働して子供を取り巻く環境等を改善する体制整備を行うものでございます。

具体的には、拠点校といたしまして、県北、県央、県南に各1名を配置し、県内全域の学校に対応してまいります。

次に、31ページをお願いいたします。

いじめ防止対策関連事業の主なものについて説明をいたします。

事業内容1の熊本県いじめ問題対策連絡協議会につきましては、法に基づき、さきの2月議会で制定いたしました条例に基づいて県に設置するものでございまして、いじめへの対処に関係する機関及び団体が連携し、いじめの防止、いじめの早期発見に県民が一体となって取り組む方策等についての協議を行ってまいります。

事業内容2でございますが、熊本県いじめ防止対策審議会につきましては、県教育委員会の附属機関として設置するものでございまして、今回説明しております県教育委員会の

施策や各県立学校のいじめの防止対策の取り組み等について、県教育委員会からの諮問に応じ、調査研究や審議等を行ってまいります。

以下、3から6は、いじめの未然防止に係る普及啓発事業及び重大事態への対応等でございます。

次に、32ページをお願いします。

県立高等学校教育整備推進事業等でございます。

高校再編関係の事業につきましては、複数の事業予算に分かれておりますので、このようにまとめて記載しております。

資料右側の事業内容でございますが、1点目としましては、県立高等学校再編整備等基本計画で、後期の再編対象としているものについて、平成24年度末に策定しました後期実施計画に基づき、施設設備を含め、新設高校の開校準備を進めてまいります。

2点目としまして、中期の再編整備に伴う新設水俣高校の施設整備として、管理棟改修等を進めてまいります。

3点目としまして、前期の再編整備に伴う新設高校の円滑な運営ができます所要の措置を行ってまいります。上天草高校や矢部高校等に通学する生徒への通学支援や跡地の利活用について検討等を行ってまいります。

高校教育課は以上でございます。

よろしく願い申し上げます。

○浦川義務教育課長 義務教育課の浦川と申します。よろしく願いいたします。着座にて御説明いたします。

説明資料の33ページ上段をお願いいたします。

学力向上対策事業でございます。本事業は、本県における児童生徒の学力向上を図るための事業でございます。

事業内容の1の教育推進会議等を通じて教職員の指導力の向上に努めるとともに、2に

あります熊本県学力調査、ゆうチャレンジ等を開発、実施し、教科における基礎的、基本的事項の定着状況を客観的に評価することにより児童生徒の学力の課題を明らかにし、授業改善を図ってまいります。また、4にあります小学校英語教育の推進につきましては、グローバル人材の育成に向けて小学校英語教育に係る本県独自のカリキュラムを開発し、本県における小学校英語教育の推進、充実に資するものでございます。

次に、日本一の環境教育「水俣に学ぶ肥後っ子」推進事業でございます。

本事業は、水俣病についての正しい理解を図り、環境保全活動や環境問題の解決に意欲的にかかわろうとする態度や能力の育成を図るため、県内全ての公立小学校の5年生を水俣に派遣するものでございます。

次に、道徳教育総合支援事業でございます。

本事業は、本県独自の道徳教育用郷土資料「熊本の心」の活用を進めるため、推進校を指定し、活用に向けた研究成果の普及を図るとともに、道徳教育推進教師の研修会を開催し、本県における道徳教育の推進を図るものです。

続きまして、34ページをお願いいたします。

「かがやけ！肥後っ子」事業でございます。

本事業は、本県の就学前教育の基本方針を示す「肥後っ子かがやきプラン」に基づき、子供をたくましく心豊かに育む環境づくりを推進するための事業でございます。

事業内容に記載の各種研修等を実施し、関係機関の連携を深めるとともに、幼稚園等における教育、保育の充実を図ってまいります。

続きまして、説明資料の35ページをお願いいたします。

新規事業の学級経営等支援員配置事業でござ

います。

本事業は、うまく機能しない状況の学級等を有する小中学校に対して、学級経営等の支援体制の充実を図る事業です。学級経営等支援員を派遣し、児童生徒への対応及び担任への指導、助言などを行ってまいります。

次に、いじめ・不登校対策総合推進事業でございます。

本事業は、いじめや不登校等の問題行動の積極的予防及び解消を図るため、教育相談体制の充実を図る事業でございます。スクールカウンセラーや学校支援アドバイザーを、引き続き学校や教育事務所等に配置してまいります。

最後に、子どもたちの未来を拓く教育環境改善事業でございます。

本事業は、学校だけでは解決が困難な家庭環境等に起因する不登校等の問題の解決を図るための事業でございます。教育、福祉、医療等の関係機関と連携を図り、本人の課題に対処する力を高めていくためのシステムづくりを行うスクールソーシャルワーカーを、引き続き各教育事務所等に配置し、子供を取り巻く環境の改善に努めてまいります。

義務教育課は以上です。

よろしくをお願いいたします。

○栗原特別支援教育課長 特別支援教育課の栗原でございます。着座にて御説明させていただきます。

説明資料の36ページをお願いいたします。

上段の特別支援教育総合推進事業について御説明をいたします。

事業目的は、障害のある児童生徒への支援に係る体制整備、教員の専門性向上などの取り組みを通じまして、特別支援教育の総合的な推進を図るものでございます。

事業内容は、1の県あるいは教育事務所それぞれの連携のための会議や特別支援学校や高等学校間の連携のための会議を実施した

り、2の教員の専門性向上のために、セミナー等の研修を実施したりするものでございます。

次に、下段の発達障がい支援事業を御説明いたします。

事業目的は、急増している発達障害のある児童生徒への対応として、小中学校、高等学校それぞれにおける支援体制の充実や専門性の向上を図り、社会的自立を支援するものでございます。

事業内容は、1の高等学校支援事業は、専門家を高等学校へ派遣しての研修実施や教員が先進校などへ視察研修を行うものです。

2と4につきましては、管理職向けの研修及び特別支援学級を初めて担当する者に対する研修を実施するものでございます。

3のインクルーシブ教育システム構築モデルスクールは、国の委託事業として、平成25年度から、鹿本農業高等学校をモデル校として、支援方法などについて引き続き研究を行うものです。

5は、今年度から初めての取り組みとなる高等学校への特別支援教育支援員の配置でございます。県立高等学校5校に1人ずつ配置しまして、学校生活上の介助や学習活動上の支援を行うものでございます。

次に、37ページをお願いいたします。

上段の特別支援教育充実事業を御説明します。

事業目的は、特別支援学校の教育の充実と特別支援学校が担うセンター的機能の充実、推進を図るものでございます。

事業内容は、1の(1)特別支援学校の専門性向上のための諸会議や、(2)国の委託事業となります。言語聴覚士など外部人材を活用したセンター的機能充実事業などを実施するものです。

また、2の特別支援学校への就学、進学に関する事業として、市町村教育委員会への就学に関する指導、助言等を実施するものでござ

います。

次に、下段の特別支援学校キャリアサポート事業を御説明します。

事業目的は、特別支援学校の生徒に対する就職支援を行うとともに、就職後の早期離職防止を図るため、キャリアサポーター3人を特別支援学校に配置するものです。

次に、38ページをお願いいたします。

上段のほほえみスクールライフ支援事業を御説明します。

事業目的は、医療的ケアが必要な児童生徒の安心、安全な学習環境整備と保護者の負担軽減のため、特別支援学校に看護師を配置し、医療的ケアを行うとともに、教員が看護師と連携して医療的ケアの一部を行うための研修を実施するものでございます。

事業内容の1に記載のとおり、今年度は、特別支援学校8校に16人の看護師を配置して医療的ケアを行う予定です。

4は、平成25年度から開始しました人工呼吸器看護師派遣補助でございます。人工呼吸器を装着して特別支援学校に登校しています児童生徒に付き添う保護者の負担軽減のため、保護者が訪問看護ステーションと契約を行い、学校に看護師を派遣する訪問看護ステーションに対しまして補助を行うものでございます。

次に、下段、新規事業の特別支援学校施設整備実施計画策定事業を御説明いたします。

事業目的は、平成23年度に策定しました県立特別支援学校整備計画を踏まえて、有識者等による検討会を開催し、施設整備に係る具体的な実施計画を策定するものです。

事業内容は、学識者等7名で構成された検討会において、熊本市及びその周辺の特別支援学校の整備並びに軽度知的障害を対象とした高等支援学校の整備について検討するものでございます。

最後に、39ページをお願いいたします。

新規事業といたしまして、本年4月に開校

いたしました熊本かがやきの森支援学校運営費を御説明いたします。

熊本かがやきの森支援学校は、重度重複障害のある児童生徒のための新たな特別支援学校で、全国的にも専門性の高い学校として期待されております。今回、新校初年度の運営費等でございます。

特別支援教育課は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○池田人権同和教育課長 人権同和教育課の池田でございます。着座にて説明させていただきます。

説明資料の40ページをお願いいたします。

各種人権教育研修事業でございますが、この事業は、学校教育におきまして、人権教育推進に中心にかかわります各学校の管理職や人権教育主任等を対象として、さまざまな人権問題についての認識を深め、実践的な指導力の向上を図るために、各種研修を実施するものでございます。

具体的には、1から4の研修会等を予定しております。

人権同和教育課は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○平田体育保健課長 体育保健課・平田でございます。着座にて説明させていただきます。

41ページをお願いいたします。

上段の歯・口の健康づくり推進事業でございます。

本事業は、平成22年度に制定された熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例に基づき、健康福祉部等と連携し、平成26年度に、フッ化物洗口の全小中学校実施に向け、市町村及び学校への指導、助言を行い、児童生徒の歯、口の健康づくりを推進するために行う事業でございます。

事業内容は、昨年度、全市町村訪問を行

い、市町村長や教育長等にフッ化物洗口の有効性や安全性の説明及び協力を依頼した結果、今年度中に全ての市町村で実施に向けた具体的な動きを行うこととされているところであり、今後は、実施する上での課題を抱えた市町村へ指導訪問及び支援を行ってまいるのでございます。

下段の防災教育推進事業でございます。

本事業は、本県の学校における防災教育の現状について理解するとともに、地域、保護者と連携した防災教育のあり方についての研修を深め、県下全域の防災教育の充実を図るものでございます。

事業内容として、防災教育の指導に関する指導資料の作成と防災教育に関する研修への参加、復講を計画しております。

次に、42ページをお願いいたします。

新規事業の適正で魅力ある運動部活動推進事業でございます。

本事業は、運動部活動における勝利至上主義、指導の過熱化及び不適切な指導等の課題解決を図り、適正で魅力ある運動部活動を推進するものでございます。

事業内容は、運動部活動及びスポーツ活動のあり方検討委員会から出されました提言を、各市町村教育委員会や各学校等に広くお示ししますとともに、意見を集約し、提言と意見も踏まえた上で、県教育委員会の方針を決定し、関係機関、団体に周知を図るものでございます。

また、適正で魅力ある運動部活動を推進するために、管理職研修会を行ってまいります。

次に、43ページをお願いいたします。

九州地区国民体育大会における開催費補助でございます。

本事業は、平成26年度に本県において開催されます国民体育大会九州ブロック大会への開催費補助を行い、本県を含めた九州地域の各県民のスポーツに対する関心を高め、スポ

ーツの振興を図る事業でございます。

事業内容としましては、国民体育大会九州ブロック大会は、夏季、秋季、冬季の3時期に開催され、夏季は9競技、秋季23競技、冬季1競技を行うものでございます。

次に、44ページをお願いいたします。

新規事業の2020東京オリンピック選手育成事業でございます。

本事業は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、オリンピック出場可能性のある県内選手を集中的に育成強化し、多くの出場者を生み出すことを目指し、本県のスポーツの振興を図るものでございます。

事業内容は、オリンピック正式競技28競技から選手40人を選出し、所属する各競技団体へ助成を行い、各競技団体においては、医科学分野を取り入れた先進的トレーニング、国内外への合宿遠征等を実施するものでございます。

次に、45ページをお願いいたします。

県営体育施設管理費でございます。

本事業は、県営体育施設において、利用者の視点に立った効果的、効率的な管理運営、満足度の高いサービスの提供及び財政負担の軽減等を図るため、指定管理者制度を平成18年度から導入しており、そのための管理運営費等でございます。

最後に、46ページをお願いいたします。

県立総合体育館改修整備事業でございます。

本事業は、本県の中核スポーツ施設である県立総合体育館の利用促進及びプロスポーツ等の観戦増を通じたスポーツ振興に向けて、大体育室の座席改修及び老朽化した施設設備等の改修を行う事業でございます。

事業内容は、大体育室の安全対策等として、座席改修と内装改修を行い、施設設備の老朽化対策として、空調設備やプールろ過設備等の改修を行うものでございます。

今後、入札手続を行い、6月から7月に入札契約、7月から来年3月までの工事期間を予定しております。

なお、大体育室は、9月16日から閉鎖する予定としております。

体育保健課は以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○増永慎一郎委員長 教育委員会の説明が終わりましたので、5分間休憩をとります。よろしくお祈いします。

午後3時2分休憩

午後3時9分開議

○増永慎一郎委員長 それでは、委員会を再開いたします。

非常に室温が高くなっておりますので、上着を脱いで構いませんので、よろしくお祈いします。

それでは、続いて、警察本部から説明をお願いいたします。

まず、田中警察本部長。

○田中警察本部長 本年4月3日付をもちまして熊本県警察本部長を命ぜられました田中でございます。

委員の皆様方には、平素から、警察行政の各般にわたり、深い御理解と温かい御支援をいただいております。まずもって心から御礼を申し上げます。

また、増永委員長、甲斐副委員長におかれましては、大変お忙しい中、さきの県警察学校の入校式、卒業式に御臨席いただきました。まことにありがとうございます。重ねて御礼を申し上げます。それでは、座らせていただきます。

本日は、本年度初めての委員会でございますので、私から、治安対策の推進状況と今後の県警察の基本的な取り組みについて、その概略を説明させていただきます。

なお、各部門の業務概況及び主要事業につきましては、後ほど担当部長から説明させていただきます。

県警察では、平成15年に刑法犯認知件数が過去最多を記録したことを機に、犯罪や事故の増加に歯どめをかけ、安全で安心して暮らせる熊本県を実現するための治安計画を策定し、平成16年からこれに取り組んでまいりました。

その結果、昨年は、刑法犯認知件数がピーク時の半数以下、交通事故の死者数がピーク時の約3割にまで減少するなど、数字の上では、治安回復の兆しが見られるところであります。

しかしながら、県内では、女性、子供を狙った性犯罪や、強盗、殺人などの重要犯罪に発展するおそれがある空き巣、忍び込み等の侵入盗のほか、高齢者の交通死亡事故が多発しており、県民の治安に対する不安感の解消はいまだ道半ばであります。

加えて、全国的には、サイバー空間における犯罪や恋愛感情のもつれに起因する凶悪犯罪が発生しており、この種事案に対する警察の対処能力のさらなる向上が急務となっております。

こうした中、治安改善の歩みをより確実なものとするため、これまでの治安計画を継承しつつ、昨年9月に実施した体感治安に対する県民の意識調査の結果等を踏まえて、計画の見直しを図り、新たな課題への対応を盛り込んだ上、県民の期待と信頼に応える強い警察による安全・安心なくまもを目指してを基本理念とする、今後2年間の県警察の総合治安計画である「安全・安心なくまも」実現計画2014を策定いたしました。説明資料の5ページでございます。

実現計画2014では、日々発生する犯罪の被害を食いとめて検挙し、治安上の脅威に迅速かつ的確に対処する積極的な警察活動を展開するために、安全、安心を体感できる犯罪抑

止、交通死傷事故の抑止、県民生活を脅かす犯罪の検挙の3つの基本目標を掲げております。

さらに、8つの重点項目を設け、県民の体感治安を左右する要因に目を向けたきめ細かな各種治安対策を推進することとしております。

県警察では、本年1月から、この計画にのっとり、組織一丸となった取り組みを推進しているところであり、3月末時点での数値ではありますが、犯罪の抑止に関しては、刑法犯認知件数が、10年連続で減少した前年に引き続き減少しており、交通事故死傷者数につきましても、死者数、負傷者数ともに前年同期と比べ減少いたしております。また、犯罪の検挙に関しても、前年同期比で検挙率が9.9ポイント向上しており、一定の成果をおさめております。

なお、最後になりましたが、現在、高病原性鳥インフルエンザについては、県警察といたしましても、知事部局と連携しながら適切に対応しているところであります。

以上のとおり、県警察では、今後とも県民の期待と信頼に応えることができるよう、全力を挙げて安全で安心なくまもの実現を目指す所存でありますので、委員の皆様方には、多方面にわたる御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。私の説明とさせていただきます。

○黒川警務部長 警務部長の黒川でございます。改めまして、よろしくお願ひいたします。

私からは、お手元の県警察の説明資料に沿って、県警察の概要及び警務部の主な業務を御説明いたします。

まず、資料2ページをごらんください。

第1は、県警察の組織です。

まず、公安委員会ですが、公安委員会は、知事の所轄のもとに置かれ、県警察を管理し

ています。なお、平成24年4月に熊本市が政令市に移行したことに伴い、従来の3名から2名ふえ、5名体制となっております。

次に、県警察の組織です。

熊本県警察は、警察庁、警察本部長のもと、5つの部で構成する警察本部、熊本市警察部、警察学校及び23の警察署で構成されています。

なお、本年春、新たに生活安全部の所属としてサイバー犯罪対策課を設置し、本部の所属は33所属となりました。

警務部は、この図の左側にありますとおり、総務課を初めとする9つの課で県警察の管理部門を担当しております。また、図の右端のほうでございますけれども、熊本市とありますが、これは熊本市警察部のことであり、熊本市が政令市に移行したことに伴い、警察法の規定に基づき、平成24年4月に新たに設置したものです。

なお、熊本市警察部長は、本職が兼務をしております。

次に、3ページです。

職員の定数ですが、本県は、平成14年度から平成25年度にかけて、知事を初め県議会議員の皆様の御理解と御支援により、合計292人の警察官が増員され、現在、警察官3,067人、一般職員421人の合計3,488人となっております。

その下のグラフは、警察官1人当たりの人口です。本県の警察官1人当たりの人口は608人で、増員されたとはいえ、依然として九州では人口当たりの警察官の数が最も少ない状態となっております。

次に、4ページをごらんください。

警察職員の年齢構成ですが、特に、左側の警察官のグラフのとおり、20代から30代前半と50代の比率が高く、年齢構成が二極化しております。

続きまして、第2の運営方針、第3の「安全・安心くまもと」実現計画2014につきます

ては、先ほど本部長から説明をしたとおりでございます。

次に、6ページをごらんください。

第4、情報公開の推進についてであります。

警察行政の透明性を確保するため、資料のとおり、情報公開の実施機関として積極的な情報公開を行っております。

第5は、犯罪被害者支援の充実強化です。

警察は、捜査活動において、犯罪被害者等と密接にかかわる機関として、被害者支援関連施策の充実強化に努めています。また、性犯罪被害者等の負担軽減のため、被害直後から、警察の支援担当者による捜査の際の支援、カウンセリング等の心理的支援、医療関係者による支援、民間の被害者支援団体による支援など、さまざまな分野の支援を可能な限り1カ所で受けられるよう、ワンストップ支援センターの設置に向けた取り組みなどを推進しています。

第6は、警察安全相談業務の推進です。

県民の方々から警察に対する各種の相談に対してよりの確に対応するため、本年3月、担当部署を生活安全部から警務部に移すとともに、全警察署の総務課における相談受け付け業務の体制を強化しております。

次に、8ページをお開きください。

第7、大量退職・大量採用時代への対応でございます。

当県では、平成32年ごろまでに毎年80人以上の定年退職者が見込まれる状況です。優秀な人材の採用に努めているほか、本年度は、退職した警察官や警察職員29人を再雇用いたしました。さらに、9人の退職警察官を捜査実務指導伝承官として非常勤で再雇用し、若手職員に対する捜査技能などの伝承に努めています。

次に、11ページをごらんください。

第8、警察の予算についてでございます。

本年度の警察費当初予算は、総額365億7,0

00万円であり、その約8割が人件費であります。また、県予算に占める割合は5%となっております。

第9、警察施設の現状についてでございます。

宿舎も含めまして耐用年数を経過した警察施設が多く、その老朽化が課題となっております。県民の安全、安心のよりどころとなる警察施設の整備については、的確に対処していかなければならない課題だと考えております。

次に、12ページをごらんください。

第10、留置情勢等についてでございますが、現在、9つの警察署の留置施設に加え、昨年新築した熊本東警察署の庁舎内に警察本部直轄の留置施設を設けており、運用しております。したがって、合計10カ所の留置施設において被疑者を恒常的に留置しております。

なお、お手元に「安全・安心くまもと」実現計画2014の冊子のリーフレット、それから広報冊子「熊本のまもり」をお配りしております。後ほどごらんいただけたら幸いです。

警務部からは以上でございます。

○佐藤生活安全部長 生活安全部長の佐藤でございます。よろしくお願いたします。着座で説明をさせていただきます。

生活安全部には、生活安全企画課、少年課、生活環境課、サイバー犯罪対策課、地域課及び通信指令課の6つの課があり、犯罪の抑止、少年の健全育成、悪質商法でありますとか、サイバー犯罪等の取り締まり、交番、駐在所を拠点とした初動的な警察活動等の業務を推進しております。

その主な業務概況につきまして、お手持ちの資料に基づき、御説明をいたします。

それでは、資料13ページをごらんください。

第1は、犯罪の起きにくい社会づくりの推進についてであります。

まず、1の県下の犯罪情勢についてですが、昨年の刑法犯の認知件数は1万2,836件で、前年に比ばまして2.0%の減少、平成16年以降で見ますと、10年連続で減少をしております。

また、本年3月末現在では、認知が2,445件で、前年同期に比ばまして378件、15.5%の減少となっております。その傾向は続いているところでございます。

今後も、2に掲げております「安全・安心くまもと」実現計画2014に基づいた各項目を着実に推進し、犯罪の起きにくい社会づくりの推進に努めてまいります。

また、資料15ページの項目3にあります特殊詐欺被害防止アドバイザーであります。振り込め詐欺など特殊詐欺の被害を防止するために、本年の4月、警察OB2人を警察本部生活安全企画課に配置したものであります。

特殊詐欺事件の捜査現場等で押さえました押収名簿登載者に対します防犯指導や高齢者等を対象とする防犯講話、特殊詐欺被害防止キャンペーン等を行うものであります。

次は、資料17ページの第2、ストーカー・DV対策についてであります。

県内のストーカー、DV等の認知件数は高水準で推移をしており、法令違反でも多数検挙をしております。この種、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案を初めとします人身の安全を早急に確保する必要がある事案については、事態が急展開をして、生命にかかわる重大事件へ発展するおそれが極めて高いことから、本年の3月、警察本部生活安全企画課内のストーカー・DV対策室を発展解消いたしまして、人身安全関連事案対策室を設置し、認知の初期の段階から警察本部が関与して、被害者の安全確保のため、最も効果的な対処を行っているところでございます。

今後、個々具体的に危険度を見きわめた上で、被害者等の保護対策を最優先としたきめ細かな対応と被害者等の避難措置、行為者の検挙、警告等を行いまして、被害者及びその親族等の安全確保に努めてまいります。

次は、資料19ページの第3、子供を犯罪から守り育てる社会の実現についてであります。

まず、非行情勢でありますけれども、資料にありますとおり、昨年の刑法犯少年の検挙・補導人員は935人で、前年に比まして120人、11.4%減少しましたが、万引きなどの初発型非行が高原状態で推移するとともに、再非行率が高く、警察で検挙、補導した少年の3人に1人が再び非行に走っている現状にあります。一方、インターネットを利用して、児童買春等の福祉犯被害に遭う少年も後を絶たない状況にあります。

このような情勢を踏まえまして、児童買春、児童ポルノ事犯等の取り締まりを強化するとともに、規範意識を醸成するための非行防止教室を開催し、子供を犯罪から守り育てる社会の実現に努めてまいります。

次は、資料21ページの第4、生活経済・生活環境・風俗事犯の検挙状況についてであります。

悪質商法や闇金融などの生活経済事犯、廃棄物の不法投棄などの生活環境事犯、売春、賭博などの風俗事犯は、世相を反映しながら次々と態様を変化させ、その手口は、悪質巧妙、広域化傾向にあります。

昨年は、カジノ、宝石採掘事業への出資名目による広域・多額利殖勧誘組織的詐欺事件、無許可でヘリコプターの遊覧飛行事業を行った航空法違反事件、正規のゲーム店を仮装し、ポーカーゲーム機を使用した常習賭博事件など、県民の関心を集め、社会的反響も大きい事件を検挙しております。

今後、県民の目線に立ち、県民生活を脅かす犯罪の取り締まりを推進し、安全、安心

な社会の実現に努めてまいります。

次は、資料24ページの第5、サイバー犯罪の検挙状況等についてであります。

昨年のサイバー犯罪の検挙数は100件で、前年に比べ30件、23.1%減少しておりますが、中国人グループによる詐欺サイトを舞台とした組織的な詐欺等事件やファイル共有ソフトを利用した著作権法違反事件、オンラインゲームでの不正アクセス禁止法違反事件など、県民生活に身近なネット空間におけるサイバー犯罪を検挙しております。

一方、サイバー関係相談件数は年々増加傾向にあり、内容的には、サイト利用料金を請求する、いわゆる架空請求、不当要求に関する相談が多くなっております。

県警では、本年の3月、サイバー犯罪対策課を新設し、サイバー犯罪に対する取り組みを一層強化することとしました。今後も、県民の目線に立ち、ますます高度化、複雑化するサイバー犯罪に適切に対処し、サイバー空間の安全確保に努めてまいります。

次は、資料26ページの第6、地域警察活動についてであります。

警察官は、全警察官の3分の1、約1,000人体制で、あらゆる警察事象に24時間即応する初動活動等に当たっております。その活動拠点が、58カ所の交番、116カ所の駐在所等ではありますが、手狭で老朽化するなど、地域の安全、安心の拠点としての機能に問題があるものも多く、限られた予算の中で建てかえに苦慮しているところでもございます。

また、大量退職・採用により、全地域警察官の約46%が30歳未満となっており、組織を挙げてその育成に努めているところであります。

また、パトロールを強化してほしい、あるいは、いつも交番にいてほしいという県民の要望等に応じていくために、平成5年から交番相談員制度を導入し、現在県内の54交番に76人を配置しているところでございます。

今後とも、県民の利便性の向上と地域警察官の街頭活動の強化等に一層努めてまいります。

最後に、資料28ページの第7、通信指令業務についてであります。

通信指令課は、県下一円の110番通報の受理と指令業務を行っており、昨年は、前年に比べまして2,105件の増加をしました。総数で12万7,830件の110番を受理しております。

また、初動警察活動を強化するため、昨年の4月1日から新通信指令システムの運用を開始し、パトカーの位置情報や現場の映像を送信できる、いわゆるカーロケを搭載した車両の増強、それを表示する大型画面を設置するなど、110番センターを高機能化しております。

また、航空隊で運用しておりますヘリコプターにつきましては、撮影をした映像を警察本部等に送信するヘリコプターテレビシステムを備え、昨年10月、第33回全国豊かな海づくり大会では、天皇皇后両陛下の御順路等を中継し、警衛警備活動に反映させるなど、まさに県民を守る空の目として機動力を生かした活動を展開しております。

今後、新システムと交番パトカー、ヘリコプターを連動させました陸空一体となった警察活動を行うことで、重要犯罪等の検挙に努めてまいりたいと思います。

以上で生活安全部の説明を終わります。

○池部刑事部長 刑事部長の池部です。

それでは、刑事部関係について御説明をいたします。

資料30ページをお願いいたします。

第1の刑法犯の状況につきましては、資料記載のとおり、刑法犯の認知件数は年々減少しておりますが、同様に、検挙件数・人員につきましても減少をいたしております。

次に、32ページをお願いします。

第3の重要犯罪につきましては、昨年中は

144件を認知し、107件を検挙いたしております。昨年中の主な検挙事件は、下の33ページに列記しておりますが、社会的に耳目を引く凶悪な事件につきましては、いずれも、県民の皆様のご協力により、犯人を検挙、解決することができました。

刑法犯認知件数が減少する中、殺人や強盗等の凶悪事件や女性や子供が被害者となる事件が依然として後を絶たない状況で、これら県民生活を脅かす犯罪につきましては、その兆しがあれば迅速な初動捜査を展開し、まず、県民の生命、身体の安全の確保を最優先に被害の未然防止を図るとともに、いち早く犯人を検挙して、被害の再発、あるいは拡大の防止に最善を尽くしてまいります。

次に、2枚めくっていただき、36ページをお願いします。

知能犯事件のうち、特に社会問題となっております2の特殊詐欺事件の認知・検挙状況につきましては、全国的に被害が増加する中、昨年は、本県における認知件数、被害額はともに減少いたしております。

県警では、昨年中、特殊詐欺事件で31件6人、通帳詐欺等の助長犯で54件47人を検挙いたしましたが、特殊詐欺事件は、被害が広域にわたり、また摘発が詐欺グループの中核になかなか及びにくい典型的な組織犯罪でありまして、今後とも全国警察と緊密な連携をとりながら、事件の徹底検挙を図るとともに、被害の未然防止にも取り組んでまいります。

次に、38ページをお願いします。

第6、組織犯罪対策のうちの1、暴力団対策でございますが、県内の暴力団は29組織で、構成員約850人を把握しております。本県の特徴といたしましては、山口組と道仁会の2つの組織が二極化しているということですので、下の39ページの中ほどから40ページにかけて書いておりますように、道仁会と浪川睦会、この浪川睦会とは、もとの九州誠道会が名称を変更したものでありますけれ

ども、現在も対立抗争状態を継続中であり、この両組織につきましては、平成24年12月、暴力団対策法に基づき、特定抗争指定暴力団等に指定し、特に抗争事件の発生するおそれが高いと認められる県内16の市と町を警戒区域に設定して、これまで指定の期間を更新しながら、対立抗争の封圧と取り締まりの徹底を図っているところでございます。

最後に、42ページをお願いいたします。

(4)の暴力団対策法及び熊本県暴力団排除条例の効果的運用による暴力団排除対策についてであります。

暴力団を弱体化、壊滅するためには、取り締まりとあわせて、暴力団を社会から排除していく、つまり暴力団の生活空間をなくしていくという活動を強力に推進していくことが何より不可欠であります。

このため、県警では、引き続き暴力団の動向を確実に把握するとともに、暴力団対策法や県の暴力団排除条例等を効果的かつ積極的に適用して、暴力団の壊滅に向けた取り締まりや官民一体となった暴力団排除活動を強力に推進していくこととしております。

以上でございますが、刑事部では、県民の安全を確保し、県民の皆様がより一層安心を実感していただけるよう、最善を尽くして犯罪捜査に取り組んでまいる所存でございます。

以上です。

○木庭交通部長 交通部長の木庭でございます。交通部関係の業務概要につきまして、着座にて説明させていただきます。

まず初めは、県下の交通環境の推移についてであります。

49ページをお願いいたします。

県下の運転免許人口、車両台数、道路延長距離につきましては、ほぼ横ばいで推移しておりますけれども、高齢者人口、あるいは高齢者の運転免許保有者数は年々増加してお

り、高齢者の交通事故防止対策がより一層重要性を増しているところであります。

次に、交通事故の発生状況であります。50ページをお願いいたします。

人身交通事故の発生件数は7年連続で、負傷者数は9年連続で減少しましたが、死者数につきましては、ほぼ横ばいで推移しており、昨年は、一昨年と同数の82人でありました。

51ページに昨年発生しました死亡事故の特徴を記載しておりますが、死者の年齢層別では、高齢者が全体の半数以上を占めており、また、状態別では、歩行中、自動車乗車中、二輪車乗車中、自転車乗用中の順となっております。

続きまして、交通事故防止対策の関係につきまして説明させていただきます。54ページをお願いいたします。

現在、重点対策としまして、高齢者の交通安全の確保、歩行者の保護意識の醸成、自転車の安全利用の推進など、記載しております5本の柱を中心とした対策に取り組んでおります。

中でも、(2)の歩行者の保護意識の醸成に関しましては、昨年6月から、横断歩道をとまって渡す、思いやりキャンペーンというものを推進中であります。これは熊本県交通安全推進連盟の主唱により県民運動として取り組んでいるものであり、横断歩道に関する交通ルールの周知徹底を図りますとともに、車の運転者、歩行者ともに、手を前に出し合って合図し合うことにより、思いやりの気持ちを伝え合おうというものでありまして、こういった運動を通じまして、歩行者の死亡事故抑止を図っていきたくと考えております。

また、死亡事故を抑止する上で最も重要な高齢者対策につきましては、55ページに記載しておりますとおり、道路の安全な横断の方法を疑似体験していただく歩行者教育システム事業、身体機能の低下を自覚していただい

た上で安全な運転を指導する高齢ドライバーサポート事業等に取り組んでいるほか、運転に自信がなくなった高齢ドライバーの方に対しましては、運転免許を積極的に返納していただくような働きかけなども推進しているところであります。

あわせて、(2)に記載しておりますが、高齢者の方の利用が多い病院、あるいは大規模商店等にサポーターが出向きまして、居合わせた高齢者お一人お一人にお声をかけて、交通安全のワンポイントアドバイス等を行いますいきいき安全サポート事業、これは、昨年は緊急雇用創出基金で行った事業でありますけれども、本年度は、県単独予算による新規事業として開始することとしております。

次に、56ページの3、自転車対策の推進についてであります。

重点地区、路線を指定し、現場での指導や悪質違反の取り締まりを強化しますとともに、中高校生のルール違反に対しましては、現場で指導した結果を熊本県や市の教育委員会を通じて各中学、高校に対して情報提供し、各学校におきましても、必要な指導を行っていただくなどの対策を推進しているところであります。

次に、58ページの4、交通安全思想の普及啓発活動であります。

それぞれの年齢層に応じた体系的な交通安全教育を実施しているほか、関係機関、団体と連携し、各種のチラシ、パンフレット、ポスター等を作成、配布するなどして、広報啓発に努めております。

次に、同ページ下段の5、事業所に対する安全運転管理であります。

安全運転管理者を選任している県内の事業所に対しましては、事業活動に伴う交通事故を防止するため、毎年度、道路交通法に規定されました安全運転管理者等講習を実施しております。昨年度は、35回の講習を実施し、

6,313人の方に受講していただきました。

次に、59ページの6、悪質交通違反の取り締まりであります。

県警では、飲酒運転、無免許運転など、交通事故に直結する悪質、危険な違反に重点を置いた取り締まりを推進しております。とりわけ飲酒運転につきましては、徹底した取り締まりを行いますとともに、飲酒運転の車に同乗した者など、いわゆる周辺者三罪の取り締まりも強化しており、また、道路交通法の改正により、昨年12月から、無免許運転の者に車両を提供した者及び無免許運転の車両に同乗した者に対する罰則、いわゆる無免許運転周辺者二罪が新設されましたので、その取り締まりにつきましても強化しております。

次に、60ページの7、暴走族対策の推進についてであります。

県民からの取り締まり要望が強い暴走族につきましては、あらゆる法令を適用し、徹底した取り締まりを行いますとともに、中高校生に対する暴走族加入阻止教室の開催など、総合的な対策を推進しています。

次に、62ページの8、交通安全施設等の整備についてであります。

昨年度は、社会資本整備重点計画に基づいた安全対策、円滑化対策等によりまして、資料記載のとおり、信号機や道路標識の整備等を行っております。

本年度におきましても、同計画に基づく事業等に加えまして、各種の予算を活用し、信号機の新設15基、信号灯器のLED化約3,000灯など、資料記載の整備を行うこととしております。

次に、63ページの第3のその他の1、一定の病気等に係る運転者対策についてであります。

てんかん等の一定の病気にかかっている方に対する運転適性相談を確実に実施するため、相談窓口の周知徹底に努めますとともに、運転免許の更新申請等に際しましては、

その病状等を正確に申告していただくような取り組みを推進しております。

また、本年6月に施行されます改正道路交通法では、御自身の症状を申告していただく質問票に虚偽の内容を記載した場合につきましては、罰則が適用されることとなりますので、こういった改正法の内容を周知徹底することによりまして、その円滑な施行に努めることとしております。

最後に、64ページの2、講習予備検査への対応についてであります。これは、75歳以上の方が運転免許を更新する場合に、高齢者講習の前に、その方の記憶力、判断力の状態を検査するもので、平成21年6月から実施しております。この検査結果に基づき、その後の高齢者講習におきましては、個別具体的な指導を行うなど、高齢運転者の交通事故防止に向けた支援を行っているところであります。

交通部からは以上でございます。

○潮崎警備部長 警備部長の潮崎です。警備部の業務概況について御説明いたします。座らせていただきます。

お手元の資料の65ページからごらんください。

第1は、大規模災害等緊急事態対策の強化であります。

まず、平成25年中の自然災害の発生状況等についてであります。25年中、本県では、大雨洪水警報等の発令に伴いまして、警備第二課長を長とする災害警備対策室を17回設置しましたが、人的被害の発生はありませんでした。

台風については、九州への上陸は1個、接近は3個でありましたが、いずれも県内への影響はありませんでした。

地震については、震度1以上を43回観測しておりますけれども、震度3以上の発生はなく、地震に伴う被害はありませんでした。

また、ことしは、現在まで震度3以上の地

震が2回発生しておりますが、これも被害の発生はありません。

阿蘇火山につきましては、昨年9月と12月に、火山性地震の増加などによって、火口周辺への立ち入りが規制されました。また、ことしに入ってから、1月から2月にかけて小規模な噴火があったことから、立ち入りが規制されておりますけれども、いずれも被害は発生しておりません。

次に、対処態勢の強化につきましては、東日本大震災への対応で得られました反省・教訓事項を本県の災害対策に反映させるため、平成23年12月に熊本県警察災害対策検討委員会を設置して、各部門が組織横断的に危機管理体制の見直しを継続して、実践的な訓練の反復実施、装備資機材の整備等を進めております。

装備資機材の整備につきましては、67ページをごらんください。

平成25年度予算で水害対策用資機材、災害警備用資機材、災害用備蓄非常食などの購入、職員参集システムの構築を行っております。

平成26年度当初予算では、引き続き装備資機材の整備等を進めてまいります。

新型インフルエンザへの対応につきましては、一昨年に新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布されましたことを受け、国、県が示した行動計画の改正を踏まえまして、本県警察の行動計画の見直しを図りました。

第2は、国際テロに対する警備諸対策の推進であります。68ページをごらんください。

テロをめぐる警備情勢ですが、我が国は、アメリカの同盟国として、イスラム過激派からテロの標的と名指しされており、国内で、いつテロが発生してもおかしくない情勢にあります。昨年1月に、アルジェリアで日本人10人を含む多数の外国人が犠牲となったイスラム過激派によるテロが発生し、改めて我が国に対するテロの脅威が認識されたところで

ありまして、国内でテロを発生させないために、警戒活動を初めとする警備諸対策を推進しております。

また、最近では、外国が発信源と思われる我が国の企業や政府機関に対するサイバー攻撃も頻繁に発生しており、治安や経済への深刻な影響も懸念されることから、県警では、平成23年5月、金融機関など重要インフラ事業者に呼びかけて、熊本県サイバーテロ対策連絡協議会を設置するなど、サイバーテロ対策を強化しております。

第3は、警備事件捜査の推進であります。資料70ページをごらんください。

まず、右翼対策の推進です。

右翼の中には、暴力団まがいの違法行為を行う者も多く見られ、資金獲得の目的で、企業、自治体等に対する執拗な街宣活動を行っております。街宣活動は、騒音被害や交通渋滞など、平穏な市民生活を害するおそれもあり、さまざまな法令を適用して、違法行為の取り締まりに努めております。

次に、不法滞在者対策の推進です。

我が国の不法滞在者は約5万9,000人と見られ、さまざまな外国人犯罪の温床となっており、これらが形成するコミュニティーは、テロリストに悪用される可能性も懸念される場所でもあります。県警では、入国管理局との合同摘発など、関係機関と連携した取り締まりを強化して、事件検挙に努めております。

過去5年間の県内における警備事件の検挙状況については、71ページの表のとおりであります。

今後も、県民の安心、安全を脅かす違法行為については積極的に検挙に努めてまいり所存です。

最後に、資料にはありませんけれども、4月12日、多良木町の養鶏場で発生しました鳥インフルエンザについてであります。

県警としましては、県警本部内に熊本県警

察鳥インフルエンザ対策本部を設置して、知事部局と連携しながら、消毒ポイントにおける固定・流動警戒を実施して、感染の拡大防止を図っているところであります。

以上で警備部の業務概況についての説明を終わります。

○増永慎一郎委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

まず、先に教育委員会に係る質疑を受け、その後、警察本部に係る質疑に移りたいと思います。

それでは、教育委員会に係る質疑はございませんか。

○氷室雄一郎委員 教育長の説明の中に、教諭の酒気帯び運転で検挙されたという、これは、前々日か何か各先生方に誓約書を書かせたか、出させたかという、その前日のお話じゃなかったんですか、ちょっとその辺を。

○山本学校人事課長 学校人事課でございます。

この件につきましては、3月6日の日に、阿蘇の小学校の教頭、それから玉名のほうの県立学校の教諭が飲酒運転で懲戒処分を受けましたことから、翌日、3月7日でしたが、緊急の教育事務所長会議、それから県立学校長会議を開きまして、その場で、3月中に新しい資料に基づいて県飲酒運転防止の研修を行うこと、それから飲酒運転をしないという宣言書の提出を求めるということで、3月7日の日に周知を図ったところでございます。そういうことで、宣言書については、3月中に全ての教職員のほうで提出をなされているということでございます。

3月12日——4月の12日、土曜日でございます。

○氷室雄一郎委員 4月の12日にこれが起こった。じゃあ、この方、天草教育事務所管内では、どういう形で宣言書というのを書いていただかにかいかなか、提出せないかなかという、何かもう前々日ぐらいで書いた後起こったんじゃないか、どうなんですか、その辺は。

○山本学校人事課長 宣言書が書かれていますのは、3月中に書かれています。ちょっと日にちまでは記憶していませんが、3月の中旬から下旬にかけて本人が署名して書いているのを確認しております。

○氷室雄一郎委員 それは、何か書類を配付して書かせるものなのか、あるいは学校現場で管理職あたりが一堂に集めて趣旨徹底をしてそういうものを出させるものなのか、もう個人個人に渡して、はい、この次までに出してくださいという形なのか、だから、こういうものを出させた後にすぐ起こるといのは、なかなかこういうものが徹底されてないんじゃないかと、私はそういう一般的な常識で考えたんですけども、その辺の徹底の仕方がやっぱり曖昧だったか、あるいは不十分だったかというものが指摘されても、恐らく返答に困られると思うんですけども、どうせやられるのならば、きちっとした形でやって、その趣旨徹底が進んでなかったからまたこういうものが起こったという、何か課長が謝られるのも大変、私も残念な気持ちなんです。その辺はどうなんですか。ただ渡して、どうぞという形なのか、それとも趣旨徹底をきちっとした上でこういう宣言書を出させられるのか、何か気軽な気持ちで書いて出したってこれは余り意味がないんじゃないかと思うんですが、その辺はどうなんですか。

○山本学校人事課長 学校人事課でございます。

この宣言書につきましては、まず、研修を行いまして、十分飲酒運転の危険性ですか、行ってはならない、そういったことをしっかり研修を行った上で、この宣言書の趣旨も説明して提出をさせております。

本人が署名をして印鑑を打った下のほうに、今度は、所属長も署名して公印を打って、写しを本人に交付して、本人は、それを机の上に挟んで、毎日しっかりそれを忘れないように見るような形で、原本はきちんと所属で保管すると、そういう形で運用しております。

○氷室雄一郎委員 内容的には、私もよくわからない部分があるんですけども、連続してこういう問題が起こっておりますので、どうせそこまで踏み込んだものをやられるということであれば、受ける側の職員の方々もやっぱり真剣に受けとめていただかなければ、また同じことを繰り返しても……。それはもちろん非常に難しい問題もありますけれども、徹底をやっぱり——私はぜひこれを機会にもう一回やってほしいという要望をお伝えしておきます。

○溝口幸治委員 今の話ですけれども、大方の教職員の方は、その宣言書に署名をされて、きちっとその宣言書どおりやっているとこの事実もあるわけですね。たまたまこの1人がこういうことで検挙された方がいらっしゃいますが、これはこれとして反省すべきところがあるのかもしれませんが、大方の方は、その宣言書どおりちゃんとやって、普通の業務をこなしていらっしゃるという事実もありますので、起こした方については、きちっともう最大限のというか、できる範囲の一番厳しい罰則を与えるという姿勢で臨んでいただきたいと思います。

なおかつ、多くの方はちゃんとやっているわけですから、これ以上この飲酒運転につい

て過度な反応——ちゃんと次の日に支障が出ないよう、捕まることがないような対応はしてもらわなければなりません、さらにさらに、どんどんそういうのを、過度な対応をしても、今実際に——もうこれ以上言いませんけれども、学校現場やPTAの関係では、いろいろ弊害出ていますよね、学校の先生方がなかなかおつき合いができにくくなったとか、いろんな問題が出ていますので、あんまり過度にならないように、これはやっぱり個人の資質の問題もあると思いますので、その辺は、きちっと分けて考えていただくように要望しておきたいと思います。

○田崎教育長 今、氷室先生、溝口先生から御意見ございましたけれども、私も、今回の3月の前回起こった後、各県立学校長、教育事務所長集めまして、私の思いも伝えました。各学校で、先ほど学校人事課長が説明したような研修、そして宣言書を出してくれと、二度とこういうことが起こらないようにしてくれということをお願いし、かつ4月1日付で各教職員全てに私の思いを伝えました。この宣言書というのは大変重いものがあるんだということも伝えたくはありますが、このようなことが起こって本当に申しわけなく思っているところです。

そういうことで、さらに、まだ思いが伝わってなかった部分があったと思いますので、この部分については、しっかりと各学校にまた伝えていきたいというふうに思いますが、今、溝口先生おっしゃいましたように、この事件を起こした先生に対しては、厳正に対応を今後してまいる所存でございます。どうか御理解をお願いしたいと思っております。

○増永慎一郎委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 委員の松田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

資料36ページ、特別支援教育課長にお尋ねしますが、実は私、昨年度もこの委員会におりまして、昨年度の課長、高橋課長にも、高校ではどうして特別支援学級がつかれないんだろうかという話を、再三レクチャーをいただいている程度理解はいたしました。そういう制約があるからこそ、本県においては、ここに、下段のほうですね、1から5まで、高校に関してのいろいろな取り組み支援というのも大分手厚くしていただいているんだろうと思っております。

それで、まだこのモデル校の指定とかできちっと出てない部分があるのかもしれませんが、高校の場合は、小学校、中学校と違って、普通コースは、教科によって先生も変わるというような特殊性もあるでしょうから、例えば、何か補助員をつけるとか、あるいはそれぞれの先生の研修等によって理解度とか資質を高めていただくとか、幾つか方策はあるのかもしれませんが、大きな方向性として、今検証できている範囲で結構でございますが、高校における発達障害のある生徒さんに対する支援、大きなこの方向性というのを幾つか教えていただければと思います。

○栗原特別支援教育課長 特別支援教育課の栗原でございます。

今先生から御質問がありました、高校に特別支援学級等の設置等のところでございますが、まずは、学校教育法には、学級を設置することができると思いますが、特別な教育課程の編成等ができない点、それから教員の配置等についての根拠がないというようなところで、現在のところ学級等の設置については非常に困難な状況があります。

そこで、本県としては、先ほど御説明したとおり、36ページの資料のとおり、5校の高等学校に教育支援員を配置して、まずは、子

供たちが安心して、そして持てる力を発揮できるような支援員を配置いたしました。

今後の大きな方向性としては、今国としてのところでちょっと未確認でございますが、個別の教育支援計画等の作成、活用、それから中学校からの引き継ぎを十分に行いながら、子供たちの力が高校に行っても伸ばせるようなところで、本県では、特別支援教育を高校でも進めたいと今考えているところでございます。

以上です。

○松田三郎委員 今おっしゃった新規の支援員というのは、小学校、中学校でも我々聞くような、特別な資格を要しない人のことですかね、支援員。

○栗原特別支援教育課長 松田先生のおっしゃるとおり、この支援員の方につきましては、直接的な教科指導は行わず、小中学校で配置されているような、授業の見守りであったり、ノートテイクだったり、授業の移動介助等を今行っているところでございます。

○松田三郎委員 わかりました。

最後、要望ですけれども、ちょうど中学校の発達障害の子供さんを持たれる親の方から、知的障害がないからぜひ高校に進学させたい、特別支援学校ではなくて、させたいけれども、どうしてもそういう不安があるというような話を最近よく聞きますので、他県にも私立学校で、おっしゃったような、法律とか制度の制約はあるとはいえ、かなり特別支援学級を設置したのと同じような効果を上げている例があると聞いておりますので、そういう同じような学級はできないにしても、非常に熊本県は教育委員会頑張っていると思いますので、そういう事例もできるだけ取り入れられるような、引き続き検討もお願い

したいと思います。

以上です。

○溝口幸治委員 15ページの学校人事課、特別支援学級支援加配についてですが、これは、松田委員の代表質問、それから自由民主党の政審会でも議論になって、本年度から、1学級5人いらっしやって、3学年またがったところには1人加配をしますという県独自の対策ということで、非常に対応としてはありがたいんだというふうに思います。

学校現場の状況ですが、これ、30校と決めましたよね。一応この3学年またがっているということで、要望があった学校というのはどれぐらいあったのか、その中から30校に絞ったわけですよね。そのあたりのちょっと数字関係を教えてほしいんですが、というのが、これ、もともと県独自でいくということで、相当、松田委員の代表質問も含め、財政局に働きかけて予算を獲得した経緯がありますね。皆さん方は、もっと緩やかにして、たくさん特別支援の対応をやりたいと思っていらっしゃるんだと思いますので、ことしはこれでスタートしたんだけど、相当漏れた学校もあるんじゃないか、これに該当すると思っ込んで申し込んでも採用されなかった学校もあるんじゃないかというふうに推察しますので、その辺の数字関係をちょっと教えていただきたいと思います。

○山本学校人事課長 学校人事課でございます。

御指摘のとおり、予算要求の段階でいろいろさせていただきましても、結果的なことを申し上げますと、まず、県が所管している小中学校のところでは、多学年、3学年以上おいでになるところについては、全て配置ができております。

○溝口幸治委員 全て。

○山本学校人事課長 はい。今回はですね。

熊本市さんのほうには、配置が全てはいかなかったというところはございますけれども、県が所管しているところについては、全て配置が今回はできたという状況でございます。

○田崎教育長 今ちょっと学校人事課長申し上げましたけれども、いわゆる要綱の中、うちがこれをつくった要綱の中には、一つの例として3学年以上、多学年いる例、それと、そのほかに、対応が難しいというようなことで、若干そのあたりについては3学年以上だけじゃないところも我々としては想定をしたところでの30人でございます。

そういう意味で、たまたま3学年以上の分はこの中ですくえましたけれども、ほかに、やはり加配を、加配といいますか、自分の学校にも困難な事例があるので、要望をしたいというところはほかにもたくさんあった、それはあります。

来年以降も、そういうことを踏まえながら、しっかりと、これを増額できるのかどうか、そこはまた厳しいところもあるかと思えますけれども、しっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

○松田三郎委員 ということは、確認ですけれども、この表現でいくと、指導が困難な学級というのがある、その例示の一つとして、人数はあれですけれども、3学年以上にまたがると。ほかにもあるわけでしょうから、今度例えば要望を出されるときに、県の教育委員会というのは、皆さんが思っている以上に、市町村の教育委員会とか学校に対して威力がありますので、こがんと出したら怒られんかなと思いたいような、きちっとした、誰でももうわかるような基準——余り抽象的な、一般的な、あるいは裁量があり過

ぎるような表現よりも、この場合は、どんどん出していただいて、ちょっと切るのも忍びない面はありますが、そういう基準をつくっていただければと思います。関連しまして要望します。

○氷室雄一郎委員 私はちょっと何か急に感じたところが1つあるんですが、35ページの義務教育課ですけれども、この新規事業の中で学級経営等支援員配置事業、いろんな配置事業されとるんですけれども、うまく機能していない状況の学級等とありますけれども、私も、小学校、中学校、卒業式に出ますけれども、みんな立派な卒業式で、私は日本一だと褒めとりますけれども、そういう中で、ここまで支援員を配置しなきゃいかぬという学級等が県内に存在しているものかと、中には、いろんなお話を聞く場合もありますけれども、これは担任の指導力がなかなかうまくいかないのか、あるいは特殊な事情があつてその学級経営がうまくいっていないのかと。ここにわざわざこれだけの予算をつけて、ここまでしなきゃいかぬという学級が果たして存在するものなのかということをもつと、極端に言えば、どういう状況なのかというのがよくわからぬのですけれども、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

そして、これは、教育委員会、上のほうから見られて、ここは支援をせにゃいかぬという形で進んできたのか、あるいは現場のほうから、ぜひこういうところには支援員を配置してほしいという、そういう声が上がってきたのか、その辺をちょっと教えてもらいたい。

○浦川義務教育課長 義務教育課でございます。

新規の学級経営等支援員配置事業でございますが、今、氷室委員がおっしゃいましたように、なかなかうまく機能しない、担任の指

導が通りにくい、いわゆる学級崩壊という言葉がございしますが、そのような状況が見られるような学級が、県内に幾つか実際これまで散見されております。

昨年度、一昨年度、情報を各教育事務所を通じまして、その状況を調べましたところ、約10学級ほどそのような学級が存在するということが、平成24年度、25年度ございました。このような状況というのは、そのような状況が起こっているというのは、教育事務所等、あるいは御意見等というか、報告等がございまして、そういうことで把握した次第でございます。

○氷室雄一郎委員 それは、今、もうなかなかお一人の担任では非常に指導が難しいという、そういう状況が10校ぐらいあるというお話伺いました。これは、小学校が主なんですか、それとも中学校が主なんですか、その辺はどうなんですかね。

○浦川義務教育課長 義務教育課でございます。

これまで、平成24年度、25年度を見ますと、小学校のほうが学級としては多くございます。ただ、中学校のほうでも幾つかそういう状況は見られております。

○氷室雄一郎委員 私も、小学校とか、中学校、入学式、卒業式見に行きますけれども、以前と比べれば非常に立派な教育をしていただいて、非常に立派な入学式、卒業式ばかりだもんだから、全県下にこういう実態があるということは非常に——いろんな難しい問題があると思うんですけども、ここまで新規事業で支援員を配置せないかぬという状況があるということは、なかなかいろんな条件はあると思うんですけども、やっぱり指導される先生方の質を高める、また、そういう先生方に頑張っていただくというのが本筋じ

やないか、これがずっと続かないように、毎年毎年こういう支援事業を行っていくということは、私は非常に悲しい、きついことじゃないかなと思っておりますので、できますれば、何年かしたら、もうこれはないような教育を行っていただければと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○平野みどり委員 今、氷室委員の御質問にちょっと関連しますけれども、ここは学級崩壊をしているところに支援員の方を投入するという事業だと思うんですけども、経営がなかなかうまくいかない、指導力の足りない先生が教育センターに行って研修されますよね、それで、戻ってこられる方、あるいはまた無理だということで退職された方もいらっしゃるという状況も聞いていますけれども、戻ってこられた方がうまく定着していけるようにするには、この制度ではなく、また別な支援の方法というのがあるのでしょうか。いきなり学校に戻ってもなかなかまたうまくいかないということがあるやもしれないと思うんですが、そこら辺はどうなんでしょう。どういう仕組みで支援していかれているのでしょうか。

○浦川義務教育課長 済みません、この新規事業につきましては、こういう学級の機能しない状況というのは、1つには、要因として、教職員の指導に関する部分も一つの要因としてあろうかと思いますが、それに限らず、さまざまな要因が重なりまして、こういった状況が生じているというふうに考えられます。

今、平野委員がおっしゃいました、いわゆる指導改善研修に関しましては、学校に復帰しました後も、教育事務所、学校、あるいは教育委員会等でしっかりサポートしながら、せつかく回復したその指導力を維持できますように、しっかりサポートをしているところでございます。

○増永慎一郎委員長 ほかにございませんか。

○溝口幸治委員 家庭教育支援についてですが、今年度新たに「熊本の心」活用推進事業という事業にも展開されるということで、非常に期待をしているところです。

もちろん家庭教育支援は社会教育課が中心にやっていくわけですが、先ほどのいじめ問題は高校教育課でありますし、義務教育課では、幼稚園、保育園との連携した事業もあると思いますが、教育委員会全体として取り組んでいくことが大事だと思いますね。

特にいじめ問題は、いろいろ法律が定まって対応がっていますが、あれというのは対処療法で、いわば花や葉っぱに水をやって元気づけるみたいなやつですけども、もともとのいじめをなくそうと思うと、きちっと木の幹に、根っこに水をやる作業が必要だと思うんですね。その作業が家庭教育支援であったり、この「熊本の心」を活用した道徳教育だというふうに思うんですが、その辺は特に教育委員会の中でも連携をしてやっていく事業だというふうに思いますけれども、その辺の、ことしわざわざこういう新しい事業をやられるので、教育委員会としての何か意気込みというか、いじめ対策の要望や対処はちゃんとやらなければならないけれども、もともとの悪質ないじめをなくしていくような対応というものに熊本県も一歩踏み込んでいると思うので、その辺のことをぜひちょっと、教育長からなのか、社会教育課長なのか、お話をいただきたい。

もう一つは、家庭教育支援条例の17条、社会教育課長はわかると思いますけれども、科学的知見に基づいて家庭教育に関する情報の収集、それから整理、分析、そしてその提供をやっていくということを17条にうたっているんですね。これは議員提案ですから、きよ

う平野先生もお見えですけども、議員でも相当議論をしてこういう条文になったわけですが、ここ、県警とも関係してくるんですけども、例えば少年の非行、犯罪、こういったものを起こす人たちの家庭環境がどうなのか、あるいは学校でのいじめ問題や表に出ないさまざまな問題の家庭環境がどうなのかというのは、これ、一々私、どんどんどんどん公表する必要はないと思いますが、きちっと組織の中で、県警とも協力をして、きちっと組織としてそこは整理をしておく、そしてそれを、提供できるものについてはきちっと提供しながら、だから家庭教育支援が大事なんだよということを、科学的根拠に基づいてきちっと今から話していく、条例できてもう2年目がたちますので、そこが大事になってくるといいますので、そこについてはどういうふうに取り組もうと考えていらっしゃるのか、これ、社会教育課長からいいと思いますけれども、その点、2点お答えをいただきたいと思います。

○田崎教育長 溝口委員御指摘の新しい新規事業として取り組みます「熊本の心」の活用事業でございますけれども、これにつきまして、今年度も、フォーラム、あるいは実践発表、作文募集等もやりました。このときも、社会教育課だけではなくて、義務教育課、また高校教育課、特別支援教育課も一緒になって、フォーラム等を実施したところでございます。

そういう意味で、いつも私も言っているんですけども、教育委員会の中で、やっぱり縦割りになるのではなくて、連携して横でしっかり情報を共有していこうというふうなことを言っております。その一つの取り組みとして、この「熊本の心」活用推進事業というのがあるなというふうに思っておりますし、先ほど意気込みというふうなことをおっしゃられましたけれども、私どもとしては、この

「熊本の心」を活用することで、さっきおっしゃったような、いじめとかそういうことをなくしていくような県民運動につなげていけるような、そういうものにしていきたいというふうなことを考えているところでございます。ぜひ、今後とも力いっぱいやっていきたいと思っておりますので、御支援のほどよろしくお願いをいたしたいと思っております。

○福澤社会教育課長 社会教育課でございます。

ただいまお話のございました科学的知見に基づく家庭教育推進及び関係部局との連携というようなお話でございますが、先生のおっしゃるとおり、科学的な知見、数的なものや定性的なものもあると思っておりますが、そのようなものに基づいて施策は行われるべきであると思っておりますし、福祉、あるいは青少年健全育成、環境生活部のような所掌、あるいは私学振興のような部局、12の担当課、56の施策が協同して行うということで、関係課長の会議などを開いて、一つの目標のために仕事に取り組むということにしております。

さらに、先月行われました家庭教育推進のフォーラムにおきましても、実はホールの入り口のところでポスターセッションを行いました。それは、社会教育課のほうから各12の課にお願いして、各12の課の行っている家庭教育に資する事業というものが、どういう形で家庭教育につながっていくのかというあたりを説明するポスターセッションをしてほしいということをしていただきまして、その作成の流れの中で、どういうところに資するというあたりをしっかりと示していただくということで、意識的にも少しずつ変わっていくところがあるんじゃないかなというふうに思っております。

実際、環境生活部の毎月第1日曜日、家庭の日というその日に今回のフォーラムも開催して、コラボレーションという形で取り組む

ことにしております。これからも、データその他に基づきまして、関係課、56の施策で取り組んでいきたいと、このように考えております。

○溝口幸治委員 最後に、今のは県庁内のやつだと思います。私も、最近思うのは、あるとき条例つくるときもそうですけれども、県警の方に入っていたいてなかつたんですよ。ですから、私が言っているのは、少年犯罪の抑止も含めて、その辺の情報提供も県警との連携もぜひお願いしたいと思っておりますので、県警、どこになるかわかりませんが、後ほどちゃんと調整して、そこはお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○平野みどり委員 私、昨年度は厚生常任委員会に入っております。その中で、高齢福祉は在宅の方向にどんどん向かっていく中で、訪問看護ステーションが未設置のところもあったり、足りないというような状況がある中でなんですが、特別支援教育課にお尋ねしますが、ほほえみスクールライフ支援事業で、医療的ケアに関しては7校12人の体制でいかれると。その4番として書いてあるので、ほほえみスクールライフ支援事業の中の一環なのかなというふうに見えますが、これは別枠ですよ、人工呼吸器看護師派遣補助、これは、訪問看護ステーションから派遣してもらうという形で、1から3までとはちよつと違う状況だというふうにこれまで認識してきましたけれども、地域によっては、支援学校の訪問看護ステーションから派遣してもらいたくても、その地域に派遣できる訪問看護ステーションがないとか、そういう状況も含めて考えられると思うんですけれども、医療的ケアのこの7校12人はできているわけなんですけれども、医療関係者の方たちは、もうこの人工呼吸器の子供に関しては非常に重篤

であり、危険度が非常に高いという認識でおられますけれども、それを否定するものじゃないですけれども、安定的に人工呼吸器を装着して運用している子供が実際学校に来れると、それ、危ない子は学校には来ないわけですから、そういうことも考えたときに、人工呼吸器の子供も含めて総合的にこのほほえみスクールライフ支援事業というのを見直す時期にそろそろ来ているんじゃないかなというふうに思うんですけれども、どうお考えでしょうか。そこら辺、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○栗原特別支援教育課長 特別支援教育課の栗原です。

今、平野先生から御質問がありました人工呼吸器の補助事業は、きょうの資料には、ほほえみスクールライフ支援事業と一緒に並べておりますが、今御指摘のとおり、こちらの人工呼吸器の——訪問看護ステーションのほうに保護者がまず御契約をされて、その訪問看護ステーションに対しての補助ということでございます。

今後、まずは医療的ケアを必要とするお子さんたちの数は、微増といたしますか、傾向としては全国的にもますますふえつつあるというところでございます。

訪問看護ステーションの派遣についても、平野先生からもありましたように、地域によっては、そのステーションの協力を得られにくい地域も確かにございます。私どもとしては、そういう御要望等があった場合には、できるだけそういう御協力をいただけるような訪問看護ステーションを探してまいるつもりではございますが、今後の方向性については、医療的ケアと訪問看護についての補助事業については、今のところ、切り離してといたしますか、受けていただく医療機関の困難ということも、県の会議の中でもそういう御回答でもありましたし、人工呼吸器の管理につ

いては、やっぱりマンツーマンの看護師の対応が必要ということで今のところ整理をしております。

今後、保護者の方の御負担を軽減して——お気持ちも要望も承っておりますが、今後の対応については、現在のところ、ほほえみスクールライフの中での対応は困難ということで判断をしているところでございます。

○平野みどり委員 保護者の負担を軽減して、学校に来ることをですね、いろいろ負担があったということで、それが軽減されたということとはとても高く評価しますし、保護者の方たちも、とても感謝されているんですよ。保護者の方ができるような医療的行為だったわけですよ、これまでも。例えば、ほほえみの看護師さんが、人工呼吸器の対応のスキルをさらに身につけられるとか、そういう形での対応ということも含めて、やっぱりちょっと抜本的にいろんな検討を、いろんな方々の御意見を交えながら進めていただけたらというふうに思いますので、よろしく願います。

それと、要望です、1つ。

その下の特別支援学校施設整備実施計画策定事業とありますよね。今後の特別支援教育、学校整備のあり方等を今後また考えていかれるということになりますけれども、私も代表質問の中でも言いましたけれども、高校再編整備をいろいろ議論していく中で、何か別ものとして扱われていることに関して非常に不合理だなという気がしています。

今後支援学校に行きたいという子供たちは今もふえていて、つまり、特別な支援が要るということですよ。その中で、今分教室をつくるというような方向で対応していますけれども、一般の高校にですね。分教室をつくらうにも、一般の高校がもうなくなってしまうということも今後あるわけですから、相互に情報交換しながら、支援学校で学ぶ子供

も、一般の学校で学ぶ子供も同じですので、同じ年齢のときに就学期を迎えているわけですから、ぜひ連携をして今後検討していただけたらということに要望しておきます。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○小杉直委員 最後かもしれません。

25ページ、その4番目、(新)、熊本工業高校実習棟改築事業が1つ、これは施設課長かな。45ページ、体育保健課長、県営体育施設管理の(2)熊本武道館管理運営費、これについては既にもう2月議会で通つとるわけですから、来週個別に説明に来るように要望しておきます。

以上。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 なければ、教育委員会に係る質疑を終了します。

引き続き警察本部に係る質疑はありませんか。

○小杉直委員 なら、2点ほど。

まず、警務部長にお尋ねですが、3ページ、警察官1人当たりの負担人口比のグラフがありますね。説明のとおり熊本が高負担ですが、これに対する取り組みはどう考えておられますか。

○黒川警務部長 まず、警察官の定員につきましては、また引き続き議会の皆様の御協力も得ながら、御理解も得ながら、また国への要望ということもしていかなければなりませんし、引き続きこの必要な定員の確保、定員増に努めていきたいと思っております。

また、現実的な警察運営においては、当面この限られた人員の中で警察運営をしていかなければいけないわけですから、引き続きま

して、業務の効率化、組織の運営の効率化等によって実質的な時間を確保していく、あるいは一人一人の警察官、警察職員の能力、これを高めることによって、同じ数でもより多くの実績、多くの力が発揮できますように、引き続き警察職員の教育、訓練にも努めていきたいというふうに考えております。

○小杉直委員 着任後、もうお聞きになって、資料も読んでおられるかもしれませんが、3月17日、2月議会の最終日に、警察官の増員を求める意見書を県議会が政府に対して出しております。さっきここにおられた共産党も含めて賛成多数で、ここにいる委員は全部賛成だったわけですが、そういうふうな議会も努力をしておりますし、今警務部長がおっしゃったような、新本部長と一緒に、どうぞひとつ増員にしっかり取り組んでいただきますようお願いいたしますし、現在の職員の能力を高めるということも大事なことです。まあ、例えば、かなりのページに刑法犯の認知件数の減とか、凶悪事件の検挙率の向上とか書いてあったと思います。

例えば、年末年始に玉名で殺人放火事件があって、お宮入りを心配しておりましたが、刑事部、それから玉名署、当時の玉名署長は宮崎参事官と思えますけれども、総合力で検挙したような成果も上げておられますので、どうぞひとつ最初に言った総力を挙げて警察官の増員に頑張ってくださいたいと、これは要望しておきます。

2点目は、警務部長かな——会計課長がいいかもしれんですね。会計課長、お尋ねします。

11ページ、警務部長から警察施設の現状の説明がありまして、この中に警察署が、氷川、天草、上天草、宇城、阿蘇、多良木と書いてありますが、40年以上経過した警察署です。私、この中でちょっと心配するのは、阿蘇警察署が、過去2回か3回、災害に遭っ

ているんですよ。去年、一昨年九州北部豪雨では、もう私も空からも陸からも視察に行きましたが、阿蘇警察署の機能はもう全然だめになってしまったし、パトカー等も数台だめだし、内牧交番もだめだし、今後やっぱり、さっき警備部長の説明の中でも阿蘇山の立入規制あたりがことしあったでしょう。そういうことを総合的に見たり、数日前の新聞でしたか、登山の遭難者救助訓練の20名中12名が阿蘇署員でなっとったわけですな。そがんとを考えると、阿蘇警察署の移転を含めた整備——警備部長がおっしゃった安全、安心のよりどころです、警察署は。そういうことを考えるお考えはございませんか。

○甲斐会計課長 会計課長です。

阿蘇警察署の移転、建てかえにつきましては、まず、警察署の建てかえにつきましては、鉄筋コンクリートづくりの施設の耐用年数であります50年を目安に老朽、狭隘化等を考慮し、計画的に行っておりますけれども、阿蘇警察署につきましては、48年3月に建築され、築後41年が経過しております、耐用年数満了まであと残り9年ほど残っております。また、一方で、阿蘇警察署よりも古い警察署として、上天草警察署を初めとしまして、3つの警察署が残っております。

しかしながら、阿蘇警察署につきましては、土砂災害警戒区域の直近に位置しておりますし、また、国道57号よりも下に位置することから、平成2年7月に集中豪雨により警察署敷地に土砂が流入したことに続きまして、平成24年7月にも熊本広域大水害により警察署敷地内に土砂が流入する被害に見舞われております。

そのような状況から、当時の委員長でありました溝口先生のほうから、平成24年9月に開催されました文教治安常任委員会におきましても、阿蘇警察署は、今回かなりの浸水被害を受けたが、今後も同様の被害が発生する

可能性がある、この際、場所の移転も含めて災害には十分対応できるような体制を検討していただきたいとの要望をいただいております。

このため、警察としましては、災害時も効果的な警察活動が行えるよう、被災のおそれがない適地への移転、建てかえを緊急に取り組むべき課題として検討しているところであります。

以上です。

○小杉直委員 当時の委員長の溝口先生が今度の委員におられたら心強かですな。

当時、地元の佐藤県議、あるいは私の知人の阿蘇住民から、警察署の移転、整備というのを強く要請があったとですよ。しかし、東警察署の建築中でしょう。今度は、その後、熊本合志（仮称）警察署の予定されとつでしょう。なかなか財政が伴うことですが、今、甲斐課長がおっしゃったような方向で、今後ともしっかり取り組んでいただきたいというふうに要望しておきます。

以上です。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○平野みどり委員 ストーカー・DV対策なんですけれども、年々相談件数も含めてふえてきているということですが、残念ながら、今のところその傾向はまだしばらく続くのかなというのが、やっぱりなかなか潜在していて、それがDVなのよ、ストーカーなのよというのもわかっていない人たちがまだいて、その人たちがどんどん相談してこられるということになるだろうと思います。

凶悪な事件につながっていることもありまますので、事前に、とにかくそれを防ぐということが一番大事かと思うんですが、今回、人身安全関連事案対策室ですか、ストーカー・DV対策室を発展解消しということで設置さ

れるということ、本当に大変いいことだと思うんですが、こういった、県警がさらにこのストーカー、DVに関しての対応を強化しているんだということを県民の方たちにしっかり知らせていくということがとても大事だろうというふうに思うんですけれども、今後、そういった広報というか、体制を整備しているということを県民の皆さんが知っていくような、そういった対応はどういうふうにされるおつもりでしょうか。

○佐藤生活安全部長 生活安全部でございます。

今、平野委員御指摘のとおり、ストーカー事案につきましては年々増加をしております。表の18ページでも出しておりますけれども、昨年220件ということで、その中でも凶悪事件等に発展をするというようなことで、検挙も含めたところで対応しているところでございます。

また、御質問のこししの3月に人身安全関連事案対策室を設置いたしております。これは、相談等が夜間に及ぶという事例が非常に多うございます。そういった場合に、こししの1月から、毎日2人体制の3交代ということで、24時間に対応させていただいている緊急初動対処チームというのをつくっております。これらが現在活動いたしまして、被害者の方の安全の確保等々を行っているわけでございますけれども、こういった組織をつくり、そして県民の安全のために、こういった対応をしているということにつきましては、メディアを含めまして各種広報を現在させていただいているところでございますけれども、今後とも、各種防犯ボランティア団体でありますとか、あるいは地域におきます交番、駐在所が発行しておりますいろんなミニ広報誌等もございます。こういった広報誌等を活用いたしまして、県民の方に広報をさらに進めて、まだ相談等を渋っておられるよう

な方がおられれば、積極的に相談をしていたたく、それに対して、1人でも2人でも被害が起きないように対応をしていきたいというふうに考えております。

○平野みどり委員 それともう1つ、犯罪被害者への支援ですよね、ワンストップでということで、これもとてもいいことだというふうに思います。本当にもうただでも被害に遭って傷心されている方たちが、いろんな専門機関にたらい回しをされたりとか、いろんな方たちに何度も同じことを質問されて、さらに傷つくということがあるので、この対応もとてもいいと思っていますので、この被害に遭われた方へもきちんと支援ができますと、ワンストップでできますということも含めて、ぜひ広報をお願いいたします。

要望として。

○増永慎一郎委員長 ほかに。

○氷室雄一郎委員 私、刑事部だと思うんですけれども、暴力団排除条例の中で、全国に珍しい、すばらしい、きらりと光るものをお入れになったと。それは、認可外保育所施設のエリア内には暴力団事務所はだめであると、そういう他県にない非常にすぐれた条例を追加されたわけですが、こういう状況の中で、暴力団の事務所の開設の動きがまずあったのかどうかということと、もう一点は、熊本市以外のほぼ全域は暴力団の事務所は開設できないようになっているんですが、もうほぼ全く完璧にこのエリア内には事務所というのは存在しないのか、また、しているのかというその2点だけちょっと。

○池部刑事部長 まず、暴力団事務所の関係なんですけれども、前任が、私は熊本北署長でございました。繁華街に暴力団は集中するわけなんですけれども、暴排条例の中で、暴

力団の排除特別強化地域ということで、繁華街、歓楽街の中はそれを指定されております。

平成23年12月までは、その歓楽街の中に6カ所、暴力団事務所が存在をしておりました。暴排条例の施行とともに取り締まり等強化しまして、6カ所の事務所全て撤去をさせております。

現在のところ、通常繁華街、歓楽街と言われる中には、暴力団事務所はありませんし、昨年の6月に暴排条例の一部改正がありまして、暴力団事務所を設置できない基点施設として認可外保育所が追加をされたということで、たしか、数はちょっと違うかもしれませんが、繁華街の中に13カ所の認可外保育所がたしかあったか、認可外と認可保育所合わせて13だったか、ちょっとあれですけども、それで、繁華街、歓楽街の地域の中には、今後、暴力団事務所の開設、運営はできないという地域になっております。

そういったことで、特に、政令指定都市の繁華街の中で暴力団事務所が存在しないというところは、存在しない、あるいはもう今後できないというところは熊本だけじゃないかなど、そういった面では非常に熊本は画期的な暴力団排除条例を効果的に活用しているんじゃないかと思えますし、ちょっと話はそれますが、条例の中に暴力団の立入禁止の標章制度というのがあります。これにつきましても、今繁華街に対象店舗が約2,000店舗あるんですけども、12月末現在で1,620店舗が標章の貼付店舗ということで、掲示率も82%ぐらいだったと思えます。これについても、現在までのところ、その標章をめぐる暴力団からの嫌がらせ等の、そういった問題の発生も認知はしておりません。そういったことでは、非常に県下の暴力団対策というのは効果的に進められているんじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

○氷室雄一郎委員 全国にも珍しい条例の強化ということで、高い評価をしておるわけでございますけれども、今部長からお話ございましたように、全国にまたこれが波及するように、しっかりした取り組みを続けていただければと思っておりますので、よろしく願います。

○小杉直委員 氷室委員の暴力団に対する質問がありましたので、あわせて、質問というよりも御披露しておきますが、本部長、刑事部長に。既に御承知かもしれませんが、東警察署内にある暴力団事務所がありまして、その周辺の関係する住民といいますか、関係者が困惑した事案がありまして、それを組対課と東署と話し合っ、当該暴力団に対する指導的な対策をしていただいて、関係者が安心したという経緯が今月にありましたので、御披露しておきます。

以上でございます。

○増永慎一郎委員長 ほかにございませんか。

○平野みどり委員 63ページです。交通部のところですが、一定の病気にかかる運転者対策ですよ。京都で、てんかんの人が運転して大変な事故があったということとか、ほかにもあったと思うんですけども、病気で発作が起こって運転ができない状態の人が運転免許を持っている状況というのは、やはり私も同じ障害を持っている当事者ですけども、問題かなと思えます。

ただ、てんかん、統合失調症、認知症、アルコール依存症とありますよね。安定していらっしゃる時期とか、余り重篤でない場合というのもあるんですね。それがお仕事で運転をする必要があるという場合に、それで全くもう運転できなくなるということでは困ると

いうことで、私のほうにもちょっといろいろ問い合わせとかがあっているんですけども、きちんと医師の判断とか、あるいは本人が正直に状況申告をするということの中で、全て病気だからだめと、病気の既往症とかも含めて、あるからだめということではないんですよね。個人差があると思うので、そこはきちんと見ていくということではよろしいでしょうか。

○木庭交通部長 交通部長でございます。

平野委員おっしゃったとおり、この一定の病気にかかっている方に対する運転者対策でありますけれども、基本的にはその方の運転をできる限り支援するという方向でございます。そして、そういう病状を持っておられる方が申告していただく、あるいは受検の相談をしていただく、そういった場合につきましては、最終的には、医者、専門医の診断書、御自身のかかっている病院の診断書か、あるいはそういった専門医を受診していただいて、その診断書によって判断しております。

ですから、細かい基準がございますけれども、てんかんを過去に発作があられたという方につきましても、一定期間なかったと、なおかつ、薬を確実に服用されれば、今後もそういった発作のおそれが認められないという診断書等を出していただければ、当然ながらその方には運転していただく。

また、そういうのがはっきりわからない場合につきましては、医者もなかなか診断しにくいという場合につきましては、また経過観察で一定期間後にまた診断していただくとかいうことで、基本的には、そういった方のやはり社会活動等を支援しながらも、やはりそういった方の、もし起こされたら、やっぱりそういった方御自身も非常に御不幸になりますので、そういった危険性を取り除いていくということで業務に当たっております。

以上でございます。

○平野みどり委員 わかりました。

○増永慎一郎委員長 よろしいですか。

○平野みどり委員 はい。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 なければ、これで質疑を終了します。

その他に入りますが、何かございませぬか。

○溝口幸治委員 きょう説明がなかったので、あえてその他のところで触れたいと思いますけれども、正しい日本地図の普及活動、これについては非常に熊本県発で、他県にもいい影響を与えています。東京都や岐阜県でも既に質問があつてやられるということが決まったり、ほかの市町村でも、全国の、例えば静岡の熱海とかいうところでも質問されて、その輪が広がっています。ぜひ、県内の市町村にも再度徹底をというか、協力の呼びかけをお願いしたいというふうに思います。私も、地元の市長にもお話ししましたところ、市長も今年度からやりたいという意向も示されておりますので、せっかく全国に広がっていますので、熊本県の中でも、ぜひ市町村に広げていただきたいと思います。

これ、岐阜からお借りしたんですが、岐阜は、もうこういう地図を……（資料を示す）熊本県の地図を参考にしながら、こうやって自分の、日本の領海がわかる、あるいは近隣諸国との位置関係がしっかりわかるという地図を3枚、これは、いつもの自衛隊さんなんかでよく見せていただく、ひっくり返した地図ですね、近隣諸国との関係。それから、こういう世界の中の日本を示すということで、こ

れ、教室に、どこに張るのかなとちょっと疑問もありますけれども、これぐらい力を入れてやっていらっしゃると思いますので、ぜひ関係市町村に広げていただきたいと思います。

特に、先月の3月でしたか、文部科学委員会の中で、宮川典子先生の質問の中でも、熊本県の取り組み、特に全国に広がっているのを御紹介いただいて、文部科学大臣からも、非常にいい取り組みだというエールを送っていただきましたので、これについては、もう多分配ってしまって、枚数もなくなっているのだと思いますけれども、上川さんが高校教育課長のときにやっていただきましたけれども、新しく課長になられた方は、私が高校時代から敬愛する越猪先生ですので、ぜひ引き続き頑張ってくださいと思いますので、取り組みについて、方向性をちょっとお話をいただければと思います。

○田崎教育長 今先生から御紹介いただきました、正しい日本地図と申しますか、熊本県では、国土地理院とお話をしまして、全国で最初に、全体がわかる、沖縄とか、例えば奄美とか、そちらが切れているようなものではない、そういう地図をつくらせていただきました。

これは、県立学校全ての学級に配って掲示をしておりますし、幾つかの市町村でも取り組まれておられます。私のほうとしては、今後、いろんな教育長会議とかございますので、その場で実際のものを見ていただいて、各教育長さんにもそのあたりの御理解をいただきながら、各市町村にも広がっていくように努力していきたいと思っております。

○小杉直委員 関連して、教育長、ちょっとお尋ねですが、これ、発祥は熊本県かな、この地図は。

○田崎教育長 発祥は、熊本県というか、言うなら、国土地理院がつくっておったものを熊本県のほうで少し改良させていただきながら、少しわかりやすくして掲示しておるというものでございます。

○小杉直委員 そういうふうな取り組みを新しく始めたつは熊本県でしょう。

○田崎教育長 そのように理解しております。

○小杉直委員 当時の文教治安委員長はだれだった。

○田崎教育長 溝口先生です。

○小杉直委員 転勤して知らぬ人のおるけんな。

以上です。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○平野みどり委員 ちょっと2点あるんですけども、1つは、荒尾支援学校のスクールバスの件です。これ、私、最初に読んだときに、高等部まで全部スクールバスで移動させなさいと、送迎しなさいという要望なのかなと思ったんですけども、ずっと読んでみると、本当に通学の支援が必要な人のみということで、私も、やはり高等部卒業して、いろんな事業所ですとか、あと、就労機関に行くときに、できるだけ公共交通機関が使える子供であるほうが、使えるんだったらその子のためにもなるだろうなと思っているので、全員スクールバスというふうに私も思っておりません。

ただやはり、この要望を見てみると、本当に家族が送迎ができないとか、バスに――義務制の子供たちが優先ですから、小学校、中

学部の子供たちが乗ってもまだ余裕がある場合は、その子が通学支援が必要であれば、いろんな客観的な状況の中で使わせてあげるといのはありだろうと、一部の学校でもできているという話ですので、そこら辺はきちんと整理していく、保護者の方たちも納得していただくようなことが必要だろうというふうに思っているんですけども、支援課の課長、いかがでしょうか。

○栗原特別支援教育課長 今お話がありました荒尾支援学校のスクールバスについての御要望は、障がい者支援課を通じて本課のほうにもお話がありました。

そこで、本課といたしましては、まずは、保護者の方もお見えになりましたので、お話を伺って、その後、今度は、こういう要望があつてということと学校のほうに伝えまして、現在、学校と保護者のほうでお話し合いをさせていただいているところでございます。

今、各特別支援学校のスクールバスは、運行されている学校において、小学校部、中学部のお子さんが乗って利用しております。高等部の生徒さんについては、今、平野委員からありましたように、卒業後の社会参加、自立を目指すということで、できるだけ公共の交通機関等を利用して登校してくるといようなところで、全体的にはそういう指導方法で各学校取り組んでおりますが、いろいろな御事情によってどうしてもできないといような御家庭については、それぞれの校長が、保護者と話し合いの上、個別の対応をとっているところもございますので、引き続き保護者と学校のほうで話し合いをしてもらうといふことで進めているところでございます。

○平野みどり委員 それと、バス会社の問題ですけども、この要望書の3にもありましたように、失禁などがあつた子供に対して、

迷惑をかけたといつて、バス会社に謝らせに行く、保護者に。こんなことあつちゃ絶対だめですよ。こういうこともある可能性がある子供たちを送迎するんだという条件でそのバス会社決めるわけですから、バス会社の対応といふのかな、そこにもきちんと研修してもらわないといけないし、安かろうでバス会社を選んで、これ、きちんと研修がされていないとか、対応がきちんとされてないといふことじゃいけないと思ふんですけども、その点に関しては、課長、いかがお考えですか。

○栗原特別支援教育課長 そのことについても、学校のほうに、そのときにどのような対応をしたかということを確認いたしました。その生徒さんがバスの中で失敗をした際に、まずは学校が、いわゆるバス会社のほうに行つて——それは、通学バスではなくて、一般のいわゆる路線バスでの出来事でしたので、学校のほうが、まずはバス会社に行つて、ほかのお客さんに御迷惑がないような処置をして、その上で、保護者の方にも、こういうことがありましたといふことで報告をしたといふふうに学校からは報告が上がっております。

いずれにしても、社会的自立を目指す子供たちのことですから、途中での失敗はございます。ただ、学校のほうとしまして、そういうことを少しずつ自分でできるようにするための教育を日常の中でもやっておりますので、この件についても、また保護者の方とじっくり学校側と相談をしながら進めていくといふふうに学校のほうからも話があつております。

以上です。

○平野みどり委員 わかりました。ちょっと私も勘違いして、スクールバスで契約している会社のことかなと思つたんですけど

ら、これはあっちゃいけないと思ったんですが、一般のバスの中でもいろんなことが起こりますよね、でも、それをお互いに、失敗とかトラブルがありながら、理解していくという部分もあると思うので、深刻でない場合は、本当に通学バス以外の路線バスも使えるような子供が少しでもふえるといいのかなというふうに思います。

もう1つ、全国学力テストに関してですが、学校別成績公表解禁云々とありますよね、佐賀の樋渡さんなんかは、もうどんどん解禁しろというような考えの市長さんですけども、幸山市長は開示しないというようなことですが、熊本県でも、一応解禁だけど、県内では、成績公表予定、現時点ではなしということで、ちょっと安心しているんですけども、この学力テストが、子供の一学力面、例えば数学だとか、国語だとかを見るのであって、総合的な学力を見るというわけじゃない。いろんな子供たちには可能性とかがあるわけですが、それを一回のペーパーテストで瞬間的に見るわけですから、これは一つの要素ではあっても全てじゃないということとはしっかりと学校もわかっていただいて、その中で公表するということは、私は、あんまり、ほとんど意味がないし、いたずらな競争だけを招くと思っているんですけども、子供の学力観というのは捉え方をやはりしっかりと改めて考え直していかないといけないなというふうに思っていますので、今後も公表が私ないように希望しますので、よろしくをお願いします。

以上です。——何かその学力テストについてありましたらお願いします。

○氷室雄一郎委員 県教育委員会は、各市町村の教育委員会との意見調整を行うというお話で、そういう流れじゃないかと思うんですけども、これは近日中に行われる予定なんですか。

○浦川義務教育課長 義務教育課でございます。

調査結果の公表につきましては、基本的には参加主体でございます市町村教育委員会が判断されることございまして、その判断を尊重すべきだというふうに考えております。

県教育委員会といたしましては、文部科学省が示しております実施要領を踏まえまして、公表のあり方につきまして、今後市町村教育委員会と意見交換をしてみたいというふうに考えております。

なお、先ほど平野委員がおっしゃいましたが……。

○小杉直委員 答弁は簡潔に言いなっせよ。

○浦川義務教育課長 はい、済みません。この学力調査ではかられるものは、学力の一部分であるということは実施要領にも書いてあるとおりでございます。

以上でございます。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○松田三郎委員 体育保健課長、私、数年前、この委員会にいたときに——全然違う話で恐縮ですけども、県民体育祭のあり方について、今も変わってないならば、多分体協単位でしょうから、政令市である熊本市と、片や、例えば1町で構成される天草郡とか、八代郡、これは数千か1万前後だと思います、あの人口は。こういうところ順番つけても、それは毎回同じような順番になるんじゃないでしょうか。私も、一定の、もちろん今までの県民体育祭の役割というのは認めますし、妙案があるわけじゃありませんけれども、そのとき要望しましたら、あり方について、当時の課長だったかな、検討したいと思っておりますという話でございました。検討してな

いならないでいいんですけども、検討した経緯があるのかどうか、検討したことがあるのか、何かちょっと出てきたのかというところがありましたら、平田課長、お願いしたいと思います。

○平田体育保健課長 体育保健課でございます。

今御指摘のとおり、熊本市が連続優勝しているところでございますが、昨年度は、八代市が肉薄したところでございました。熊本市のほうでも、現在検討委員会を立ち上げられて、その出場の仕方とか、あり方とかを検討されているところでございます。

もちろん、県体育協会のほうでも、その県民体育祭の委員会がございますので、その中でも検討されているところでございまして、まずは熊本市の検討委員会の回答を待っているところでございます。ことしが山鹿市でございまして、来年が熊本市でございまして、熊本市のときには、何らかの動きがあるものと考えているところでございます。

○松田三郎委員 熊本市がですね。市が選抜の仕方は、多分競技によると思いますけれども、あれだけ多いと、真面目に予選とかやらなくて、何かの結果で出すという、これ、もし本式で熊本市が逆に強化する意味で検討したら、ますます差が激しくなってくるんじゃないかなというの、今の答弁聞いて心配しましたけれども、ぜひ県のほうにも検討委員会なるものがあるんでしたら、今のようなニュアンスをぜひ伝えていただければと思います。

以上、要望です。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもちまして第2回教育警察常任委員

会を閉会いたします。

各委員の皆さん方、執行部の皆さん方、お疲れさまでございました。

午後4時59分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

教育警察常任委員会委員長